

官報号外

平成二十四年七月三十一日

○第一百八十回 衆議院会議録 第三十一号

平成二十四年七月三十一日(火曜日)

議事日程 第十八号

平成二十四年七月三十一日

午後一時開議

第一 平成二十二年度一般会計経済危機対応・

地域活性化予備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第
百七十七回国会、内閣提出)

第二 平成二十二年度一般会計予備費使用総調
書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(承諾を求めるの件)(第百七十七回国会
会、内閣提出)

第三 平成二十二年度特別会計予算総則第七条
第一項の規定による経費増額総調書及び

各省各庁所管経費増額調書(その2)(承
諾を求めるの件)(第百七十七回国会、内
閣提出)

第四 平成二十二年度一般会計予備費使用総調
書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(承諾を求めるの件)(第百七十七回国会
会、内閣提出)

第五 平成二十二年度特別会計予算総則第七条
第一項の規定による経費増額総調書及び

各省各庁所管経費増額調書(その2)(承
諾を求めるの件)(第百七十七回国会、内
閣提出)

第六 平成二十二年度特別会計予算総則第七条
第一項の規定による経費増額総調書及び

各省各庁所管経費増額調書(その2)(承
諾を求めるの件)(第百七十七回国会、内
閣提出)

○本日の会議に付した案件

裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員辞職の件

裁判官訴追委員及び同予備員辞職の件

裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙

裁判官訴追委員及び同予備員の選挙

裁判官訴追委員の予備員の順序

裁判官訴追委員及び同予備員の選挙

裁判官訴追委員の予備員の順序

平成二十四年度における公債の発行の特例に關
する法律案(内閣提出)中修正の件

日程第一 平成二十二年度一般会計経済危機対
応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百七
十七回国会、内閣提出)

日程第二 平成二十二年度一般会計予備費使用
総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(承諾を求めるの件)(第百七十七回国会、内
閣提出)

日程第三 平成二十二年度特別会計予算総則第
七条第一項の規定による経費増額総調書及び

各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を
求めるの件)(第百七十七回国会、内閣提出)

日程第四 平成二十二年度一般会計予備費使用
総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
(承諾を求めるの件)(第百七十七回国会、内
閣提出)

日程第五 平成二十二年度特別会計予備費使用
総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求
めるの件)(第百七十七回国会、内閣提出)

日程第六 平成二十二年度特別会計予算総則第
七条第一項の規定による経費増額総調書及び

各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を
求めるの件)(第百七十七回国会、内閣提出)

求めるの件)(第百七十七回国会、内閣提出)
日程第七 地域再生法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

日程第八 構造改革特別区域法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

日程第九 都市の低炭素化の促進に関する法律
案(内閣提出)

日程第十 災害時における石油の供給不足への
対処等のための石油の備蓄の確保等に関する
法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第十一 災害時における石油の供給不足への
対処等のための石油の備蓄の確保等に関する
法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十二 都市の低炭素化の促進に関する法律
案(内閣提出)

日程第十三 災害時における石油の供給不足への
対処等のための石油の備蓄の確保等に関する
法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十四 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第十五 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第十六 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第十七 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第十八 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第十九 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第二十 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第二十一 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第二十二 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第二十三 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第二十四 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第二十五 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第二十六 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第二十七 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第二十八 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第二十九 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第三十 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第三十一 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第三十二 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第三十三 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第三十四 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第三十五 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第三十六 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第三十七 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第三十八 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第三十九 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第四十 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第四十一 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第四十二 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第四十三 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第四十四 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第四十五 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第四十六 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第四十七 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第四十八 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第四十九 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第五十 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第五十一 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第五十二 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第五十三 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第五十四 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第五十五 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第五十六 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第五十七 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第五十八 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第五十九 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第六十 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第六十一 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第六十二 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第六十三 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第六十四 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第六十五 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第六十六 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第六十七 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第六十八 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第六十九 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第七十 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第七十一 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第七十二 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第七十三 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第七十四 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第七十五 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第七十六 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第七十七 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第七十八 法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

午後一時二分開議

○議長(横路孝弘君) これより会議を開きます。

裁判官弾劾裁判員及び同予備員辞職の件

○議長(横路孝弘君) 裁判官訴追委員及び同予備員辞職の件

○議長(横路孝弘君) お諮りいたします。

○議長(横路孝弘君) お諮りいたしました。

(号外)

は、議長において改めて定められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 御異議なさいと認めます。

○議長(横路孝弘君) 鷲尾英一郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めました。

○議長(横路孝弘君) 指名いたします。

○議長(横路孝弘君) また、裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員に鈴木克昌君を指名いたします。

○議長(横路孝弘君) 克昌君を指名いたします。

○議長(横路孝弘君) 予備員の職務を行う順序は、津村啓介君、田名部匡代さん、柴山昌彦君、鈴木克昌君の順序といいます。

○議長(横路孝弘君) また、裁判官訴追委員に御異議なさいと認めます。

○議長(横路孝弘君) 次に、裁判官訴追委員に

○議長(横路孝弘君) 横山北斗君 及び 大口善徳君

○議長(横路孝弘君) を指名いたします。

○議長(横路孝弘君) また、裁判官訴追委員の予備員に太田和美さん

○議長(横路孝弘君) を指名いたします。

○議長(横路孝弘君) 予備員の職務を行う順序は、山花郁夫君、和田隆志君、稻田明美さん、楠田大蔵君、太田和美さん

○議長(横路孝弘君) を指名いたします。

○議長(横路孝弘君) を指名いたします。

○議長(横路孝弘君) また、裁判官訴追委員の予備員に御異議なさいと認めます。

○議長(横路孝弘君) 次に、裁判官訴追委員に

○議長(横路孝弘君) 横山北斗君 及び 大口善徳君

○議長(横路孝弘君) を指名いたします。

○議長(横路孝弘君) また、裁判官訴追委員の予備員に御異議なさいと認めます。

○議長(横路孝弘君) 次に、裁判官訴追委員に

○議長(横路孝弘君) 横山北斗君 及び 大口善徳君

○議長(横路孝弘君) を指名いたします。

○議長(横路孝弘君) また、裁判官訴追委員の予備員に御異議なさいと認めます。

○議長(横路孝弘君) 次に、裁判官訴追委員に

○議長(横路孝弘君) 横山北斗君 及び 大口善徳君

○議長(横路孝弘君) を指名いたします。

○議長(横路孝弘君) また、裁判官訴追委員の予備員に御異議なさいと認めます。

○議長(横路孝弘君) 次に、裁判官訴追委員に

○議長(横路孝弘君) 横山北斗君 及び 大口善徳君

○議長(横路孝弘君) を指名いたします。

○議長(横路孝弘君) また、裁判官訴追委員の予備員に御異議なさいと認めます。

○議長(横路孝弘君) 次に、裁判官訴追委員に

○議長(横路孝弘君) 横山北斗君 及び 大口善徳君

○議長(横路孝弘君) を指名いたします。

平成二十四年度における公債の発行の特例に関する法律案中修正の件

〔本号末尾に掲載〕

○議長(横路孝弘君) 本件を承諾するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よつて、承諾することに決まりました。

○議長(横路孝弘君) また、裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員に鈴木克昌君を指名いたしました。

日程第六 平成二十二年度特別会計予算総則 第七条第一項の規定による経費増額総調書 及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

〔承諾を求めるの件〕(第百七十七回国会、内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第一ないし第六に掲げました平成二十二年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)外五件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長

新藤義孝君。

新藤義孝君。つましまして、決算行政監視委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

これらの各件は、財政法の規定等に基づき、国費使用総調書及び各省各庁所管使用調書外五件につきまして、決算行政監視委員会における審査の

つましまして、決算行政監視委員会における審査の

は、水俣病被害者の救済に必要な経費 口蹄疫蔓

延防止対策に必要な経費、家畜伝染病予防費の不足を補うために必要な経費等十一件で、その使用額は九百六十一億円余あります。（その2）は、東北地方太平洋沖地震による被災地域の緊急支援に必要な経費、災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費、東北地方太平洋沖地震による被災地域において自衛隊の部隊が実施する救援活動等に必要な経費等六件で、その使用総額は六百八十七億円余あります。

次に、平成二十二年度特別会計予備費は、農業共済再保険特別会計農業勘定及び果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費の二件で、その使用総額は二十九億円余あります。

最後に、平成二十二年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額（その1）は、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における防災・震災対策に係る道路事業に必要な経費の増額等三特別会計の十二件で、その経費増額の総額は九百十二億円余であります。（その2）は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額の二件で、その経費増額の総額は千五百二十億円余であります。

委員会におきましては、これら各件につき去る四月十八日安住財務大臣から説明を聴取した後、七月二十六日、質疑を行い、質疑終了後、討論、採決の結果、各件はいずれも全会一致をもつて承諾を与えるべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（横路孝弘君）これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（横路孝弘君）起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

〔賛成者起立〕

次に、日程第二につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

次に、日程第三につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（横路孝弘君）起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

〔賛成者起立〕

次に、日程第三につき採決いたしました。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（横路孝弘君）起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

〔賛成者起立〕

次に、日程第三につき採決いたしました。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（横路孝弘君）起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

〔賛成者起立〕

次に、日程第三につき採決いたしました。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（横路孝弘君）起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

〔賛成者起立〕

次に、日程第三につき採決いたしました。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（横路孝弘君）起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

〔賛成者起立〕

次に、日程第四ないし第六の三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承諾を与えるに御異議ありませんか。

○議長（横路孝弘君）起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに御異議ありませんか。

〔賛成者起立〕

次に、日程第四ないし第六の三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承諾を与えるに御異議ありませんか。

○議長（横路孝弘君）御異議なしと認めます。

よって、三件とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第八につき採決いたします。

本件の委員長の報告は可決であります。本案を

採決の結果、各件はいすれも全会一致をもつて承諾を与えるべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

日程第七 地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第八 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（横路孝弘君）日程第七、地域再生法の一部を改正する法律案、日程第八、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長荒井聰君。

る提案の募集の期限及び構造改革特別区域計画の認定申請の期限を延長するとともに、特定水力発電事業に係る措置その他の構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等について定めることとしております。

両案は、去る六月一日日本委員会に付託され、十四日川端国務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、七月二十七日、質疑を行い、同日質疑を終局し、討論、採決の結果、地域再生法の一部を改正する法律案は全会一致、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案は賛成多数をもつて、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

〔本号末尾に掲載〕

○議長（横路孝弘君）これより採決に入ります。

まず、日程第七につき採決いたします。

本件の委員長の報告は可決であります。本案を

採決の結果、各件はいすれも全会一致をもつて承諾を与えるべきものと議決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横路孝弘君）御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第九 都市の低炭素化の促進に関する法

律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第九、都市の低炭素化の促進に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長伴野豊君。

都市の低炭素化の促進に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔伴野豊君登壇〕

○伴野豊君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、社会経済活動等に伴い発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生していることにつきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○伴野豊君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

説明を聴取し、二十七日、質疑を行い、質疑終了

後、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

委員長の報告を求めます。国土交通委員長伴野豊君。

〔中山義活君登壇〕

○中山義活君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災地への石油の供給が不足した事態等を踏まえ、災害時の石油供給体制強化等の措置を講ずるものであります。

その主な内容は、石油備蓄の放出要件の見直し、石油製品の国家備蓄の拡充及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務の拡充等であります。

委員長報告のとおり可決いたしました。

議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 鷲尾英一郎君の動議に御異議ありませんか。

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

官 報 (号 外)

し、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

君。委員長の報告を求めます。環境委員長生方幸夫

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

(通知書受領)

可決すべきものと決しました
以上、御報告申し上げます。
(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案及び同報告書

か。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

か。
本案の委員長の報告は可決であります。本案は
委員長報告のとおり決するに御異議ありません

〔生方幸夫君登壇〕

した。

(報告書受領)

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

○生方幸夫君　ただしこの問題といたしましては法律等につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いた
します。

○鷲尾英一郎君
いたします。

促進による生活環境の保全及び国民経済の健全な発展を図るため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定並びに当該認定を受けた再資源化事業計画に従つて行う収集、運搬及

出席國務大臣

促進に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 鶯尾英一郎君の動議に御異議ありませんか。

等は廃棄物処理法の許可を受けないで再資源化に必要な行為を業として行うことができる等の措置を講じようとするものであります。

財務大臣 安住淳君
経済産業大臣 枝野幸男君
国土交通大臣 羽田雄一郎君
環境大臣 細野豪志君

○議長(横路孝弘君) 「異議なし」と呼ぶ者あり
御異議なしと認めます。
よって、日程は追加されました。

本案は、去る二十六日本委員会に付託され、翌二十七日、細野環境大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。本日採決いたしました結果、本案は全会一致

環境大臣 細野川端達夫君
豪志君

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

次第であります。

(法律公布奏上及び通知)

○議長(横路孝弘君) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案を議題といたします。

を申し添えます。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

の旨参議院に通知した。
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
の一部を改正する法律

平成二十四年七月三十一日 衆議院会議録第三十一号
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案 議長の報告

官 報 (号 外)

(議案撤回通知書受領)

一、昨三十日、参議院から、三月十三日予備審査のため送付した次の議案は、提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

地方自治法の一部を改正する法律案(柴田巧君外一名提出)

(質問書提出)

一、去る二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

病院の耐震改修状況及びその促進に関する質問主意書(橘慶一郎君提出)

一、昨三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

中国の海洋政策に関する質問主意書(馳浩君提出)

一、去る二十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎君提出再雇用を義務づけた高年齢者雇用に関する質問に対する答弁書

源開発促進税に関する質問に対する答弁書

衆議院議員瑞慶寛長敏君提出V-22オスプレイの安全性および日本への配備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松木けんこう君提出企業の倒産処理に関する質問に対する答弁書

衆議院議員瑞慶寛長敏君提出日米安保条約に基づく事前協議とV-22オスプレイの日本への配備の関連に関する質問に対する答弁書

衆議院議員平山泰朗君提出地方税法第四百八十一条の十四(たばこ税額を条件とする補助金等の禁止)に関する質問に対する答弁書

平成二十四年七月十八日提出
質問 第三四三号

再雇用を義務づけた高年齢者雇用に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

再雇用を義務づけた高年齢者雇用に関する質問主意書

本年三月九日に閣議決定された「高年齢者雇用安定法改正案」は、年金支給開始年齢の段階的引き上げにより、定年後に無給・無年金の人が発生するのを防ぐ反面、経済界からは、一律に希望者全員を六十五歳まで再雇用することを義務づければ人件費が膨らみ、職場の士気低下につながりかねないと反発が出ている。

政権交代以降における民主党政権の経済対策全般に対するスピード感の欠如した対応、そして

内閣の見解如何。

三一及び二に関連し、全国の希望者全員が六十

五歳を過ぎても働ける企業の数と全体に占める割合、さらに都道府県毎ではそれぞれ何%になつてているのか示されたい。

四一～三に関連し、希望者全員ではないものの、定年の廃止や引き上げ、継続雇用制度の導入など、何らかの措置で七十歳まで働ける企業の数と全体に占める割合、さらに都道府県毎ではそれぞれ何%になつてているのか示されたい。

五一～四に関連し、最新の定年到達者の継続雇用をした人数と割合、さらに都道府県毎ではそれぞれ何%になつてているのか示されたい。

六公的機関全体の高年齢者実雇用率において、最新の実雇用率は何%になつてているのか、また、定年の引き上げなどの措置を講じている公的機関について、その数と全体に占める割合、さらに都道府県毎では、それぞれ何%になつて

いるのか示されたい。

七六に関連し、最新の実雇用率をどのように分析し、今後どのように対応していくのか、野田内閣の見解如何。

八独立行政法人における最新の高年齢者実雇用率は何%になつてているのか示されたい。

九八に関連し、最新の実雇用率をどのように分析し、今後どのように対応していくのか、野田内閣の見解如何。

十 三月九日に閣議決定された「高年齢者雇用安定法改正案」は、経済界から、一律に希望者全員を六十五歳まで再雇用することを義務づければ人件費が膨らみ、仕事に手を抜いても再雇用されるという職場の士気低下につながりかねないと反発が出ているが、どのように捉えているのか、野田内閣の見解如何。

十一十に関連し、雇用規制により、国内雇用の維持がさらに困難となるため、若年者へのしづ寄せが生じるのではないかとの声があるが、どのように捉えているのか、野田内閣の見解如何。

十二十一及び十二に関連し、現行規定である企業が再雇用対象者を社内基準に沿つて選ぶ自由領域は残し、対象者の健康状態、勤労意欲、人事考課など精査した上、熟練社員の技術に見合つた役職を新設するなどの多様で弾力的な雇用体制づくりが必要と考えるが、野田内閣の見解如何。

右質問する。

普 企業まで拡大する仕組みを設けることとする
開 ほか、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始
会 が段階的に引き上げられることを勘案し、
社 平成三十六年度までの間、改正法案の施行の際
團 に基準により継続雇用制度の対象となる高年齢
連 者を限定する仕組みを設けている事業主は、基
團 準の対象者の範囲を段階的に縮小した上で、引
連 続きこの仕組みによることができる」としてし
團 てはいる。さらに、今年度から、定年に達する高
團 齢者を雇い入れる事業主に対する助成を開始
團 したところである。

若年者に係る雇用対策の取組も進める必要がある」と考えている。

このため、現下の厳しい雇用情勢の中、若年者雇用対策として、「日本再生の基本戦略」について（平成二十三年十二月二十四日閣議決定）に盛り込んだ「若者雇用戦略」を関係大臣、労働界・産業界を始めとする各界のリーダー及び有識者で構成する「雇用戦略対話」で平成二十四年六月十二日に合意したところであり、今後、その実行に向け、鋭意取り組んでいくこととしている。

論家は、中央マスコミ等の利権集団にいわゆる日米安保マフィアと呼ばれる者たちが「抑止力」という軍隊の論理と「日本の平和と安全を守る」との大義名分をもつて「軍事力安全神話」をつくりだし、防衛施設周辺対策事業補助金や米軍再編交付金などの「基地マネー」によって、沖縄に集中的かつ過重に配備されてきた。

だが、昨年三月十一日の東京電力福島第一原発事故によって「原発安全神話」は完全に崩壊した。また、「九・一一」(米中枢同時多発テロ)以来、テロリズムが台頭し、紛争の火種となっている今日では、「仮想敵国」を前提とする「抑止力」論も成り立

立地好第「電源利用対策」の別に明らかにして、それぞれの課税目的および使用目的(用途)について示されたい。

三 電源開発促進税の課税対象となる長期固定電源とは、具体的にいかなる発電形態を指すのか。原子力発電以外も対象となるのであれば、その発電形態の全てを明らかにされたい。

四 原発が一基も立地されておらず、その恩恵を全く受けていない沖縄県にあって、電源開発促進税を課す理由を明らかにされたい。また、係る課税は受益者負担の原則に反すると考えるが、政府の見解を示されたい。

なお、事業主が総合雇用制度に基づき労働者をその定年後に雇用するに際しては、新たな労働契約を締結することが必要となるが、労働契約は就業の実態に応じて労働者との合意に基づき締結されるものであり、また、事業主がどのような労働契約を労働者と締結しようとするかを検討するに際しては、定年前の勤務実態も考慮することが多いと考えられることから、改正法案は必ずしも人件費の膨張及び労働者の士気の低下につながるものではないと考えている。

政府としては、今後、少子高齢化が進展し、労働力人口が大幅に減少すると見込まれることから、改正法案により直ちに若年者雇用に影響を及ぼすものではないと考えているが、労働力人口が減少する中で、経済社会の持続的な発展を可能とするためには、意欲のある人が全て働く全員参加型社会の実現が求められるため、

提出者 照屋 寛徳

原発のない沖縄と電源開発促進税に関する
質問主意書

原子力発電所(以下、原発という)と米軍基地は
共に国策でありながら、首都機能や大都市を避け、
辺境の地方、とりわけ経済基盤の脆弱な過疎化
地域に押し付けられてきた。

原発は、政官業、御用学者、文化人、マスコミ
等の利権集団、いわゆる原子力ムラの住人たちが
「クリーンで絶対安全」との「原発安全神話」を振り
かざし、電源三法交付金などの「原発マネー」をば
らまくことによって推進されてきた。

一方の米軍基地は、政官業、御用学者(軍事評

ところで、沖縄県に原発が一基も立地されていないのは公知の事実である。にもかかわらず、原発の恩恵を全く受けていない沖縄県でも原発推進に関する電源開発促進税が電気料金に上乗せして徴収され、同税の多くが国庫金として既存の原発の安全性向上対策費等に使用されている矛盾は、あまり知られていないようと思われる。

以下、質問する。

一 電源開発促進税法などいわゆる電源三法が制定されたのはいつか、立法目的と併せて明らかにされたい。

六 年度の過去三年間にについては、同県における年度毎の課税額を明らかにしたうえで、係る課税率に対する政府の見解を示されたい。

七 沖縄県および同県の電源立地市町村に電源立地地域対策交付金が交付され始めた年を明らかにしたうえで、政府が平成二十三年度までに同県および同市町村に交付してきた交付総額の累計を示されたい。なお、平成二十一年度から平成二十三年度の過去三年間にについては、同県および同市町村における年度毎の交付額を明らかにしたうえで、係る交付状況に対する政府の見解を示されたい。

八 平成二十四年度予算に計上された電源開発促進勘定(二三、一三五億円)の使用目的(使途)のう

立地対策」「電源利用対策」の別に明らかにし、それぞれの課税目的および使用目的(使途)につ

ち、「電源利用対策」(たとえば、既存の原子力発電所の安全性向上のための取組、放射性廃棄物の処分に向けた取組など)「原子力安全規制対策」は、原発のない沖縄県とは全く無関係の歳出であると考えるが、政府の見解を示されたい。

八これまで政府は、沖縄県あるいは沖縄県議会から電源開発促進税の課税免除を求める陳情や要請を受けたことがあるか。あるならば、日付を特定のうえ、文書による陳情(要請)であつたかどうかを明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一八〇第三四四号

平成二十四年七月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦
衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員照屋寛徳君提出原発のない沖縄と電源開発促進税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員照屋寛徳君提出原発のない沖縄と電源開発促進税に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについて、発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九年法律第七十八号)については、電気の安定供給の確保が国民生活と経済活動にとって極めて重要であることに鑑み、発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備を行なっている。

促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置の円滑化に資することを目的として、電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)については、原子力

発電施設、火力発電施設、水力発電施設等の設置を促進する等のための財政上の措置に要する費用に充てるため、一般電気事業者の販売電気に電源開発促進税を課すことを目的として、電源開発促進対策特別会計法(昭和四十九年法律第八十号)については、電源開発促進税の収入を財源として行う電源開発促進対策に関する政

府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理することを目的と

して、それぞれ昭和四十九年に制定された。

二について

電源開発促進税の税率は、販売電気千キロワット時につき、三百七十五円である。電源立地対策は、発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための措置であり、電源利用対策は、発電用施設の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置であるところ、それぞれの対策に充てられる金額については、毎会計年度、予算で定められており、お尋ねの「税率の内訳」が定められているものではない。

三について

お尋ねの「電源開発促進税の課税対象となる長期固定電源」の意味するところが必ずしも明らかではないが、電源開発促進税は、電源の別を問わず、一般電気事業者の販売電気に課すこととされている。

四及び七について

政府は、電源立地対策については、沖縄県の火力発電所に係る電源立地地域対策交付金の交付等を行つており、電源利用対策については、同県の電力系統の安定化にも資する技術開発等を行つているところである。

五について

沖縄県における電源開発促進税の課税については、電源開発促進税法が施行された昭和四十九年から行つており、平成二十二年度までの課税額の累計は約七百三十億五千万円である。平成二十一年度の課税額は集計中であるためお答えすることができないが、平成二十一年度の課税額は約二十八億円、平成二十二年度の課税額は約二十八億三千万円であり、これは、同法に基づき販売電気の電力量に応じ課税されたものである。

六について

沖縄県及び同県の立地市町村等に対する電源立地地域対策交付金の交付については、昭和五十年度から行つており、平成二十二年度までの交付額の累計は約八十一億二千万円である。平成二十三年度の交付額は集計中であるためお答えすることはできないが、平成二十一年度の交

三について

お尋ねの「電源開発促進税の課税対象となる長期固定電源」の意味するところが必ずしも明らかではないが、電源開発促進税は、電源の別を問わず、一般電気事業者の販売電気に課すこととされている。

四及び七について

政府は、現時点において、沖縄県から政府に對し、平成二十三年九月八日、同年十月十一日及び同年十一月十九日に、電源開発促進税の課税免除等を求める文書が提出されていることについて、確認している。

五について

政府は、現時点において、沖縄県から政府に對し、平成二十三年九月八日、同年十月十一日及び同年十一月十九日に、電源開発促進税の課税免除等を求める文書が提出されていることについて、確認している。

六について

付額は約四億四千万円、平成二十二年度の交付額は約五億五千万円であり、これは、同県における発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するためのものである。

平成二十四年七月十八日提出
質問 第三三四五号

提出者 瑞慶賀長敏

V—一二一オスプレイの安全性および日本への配備に関する質問主意書

V—一二一オスプレイの安全性および日本への配備に関する質問主意書

米軍は今年一〇月にも沖縄県の米海兵隊普天間基地に垂直離発着機V—一二一オスプレイ(以後、同機と略する)を配備するとと言われている。しかし、同機はこれまで試験飛行のときから相次いで事故を起こし、多くの犠牲者を生み出しただけではなく、今年四月にアフリカのモロッコで、続いて同六月には米国フロリダで墜落事故を起こすなど、国内外において、その安全性を疑問視する声が強まっている。

それだけに、同機の配備が予定されている普天

間基地周辺の住民はもちろん多くの沖縄県民が不

官 報 (号 外)

安を抱き、配備計画の撤回を強く求めているところである。また、同機は日本各地で低空飛行訓練を行ふとともに報じられ、同機の墜落事故や訓練に伴う騒音被害などに、多くの国民が不安を抱いている。

問する。
従って
同機の安全性等について次の事項を質

この記事では、米国の国防分析研究所で同機の主任分析官を二〇〇九年まで務めたレック・ス・リボロ氏は、同機のドライブシャフトは複合材でできているので燃えて火災を起こす危険性があり、そうなれば「シャフトは折れて墜落するだろう」と述べたと付け加えている。

一方、米国のシンクタンク「グローバル・セキュリティ」は二〇一一年七月七日のホームページで、同機の推進システムを解説し、両翼の端にあるエンジンはドライブシャフトで連結され、同期して動くが、機体に強い力がかかると変形してドライブシャフトに無用な力がかかり

系外の総理の統一」とのタイトルのトータル音楽で、野田総理は同機の配備問題をめぐって、その安全性について国土交通省の知見も参考にしたいとの趣旨の説明をしたが、それは同機のオートローテーションの機能の有無を意識した発言か、その発言の真意について説明せよ。三の質問に関連するが、フジテレビの同番組で、野田総理は「その安全性が確認されないかぎり、オスプレイの日本での飛行はない」との趣旨の発言を行つた。

つまり、この発言は、同機の安全性への疑問が解消されないかぎりは同機の日本への配備は

有していると考えているのか、その認識を明らかにされたい。また、同様の機能を有すると受け止めているとすれば、米軍が同機の訓練でオートローテーション機能を活かした訓練を行つごろ、どこで行つたのか、その具体的なケースを明らかにされたい。

り、シャフトが破損しかねないとして、ドライブシャフトの問題点を指摘している。

このような同機の構造上の問題に関する報道や指摘について、日本政府はどのように認識しているか、明らかにされたい。

二 ヘリコプターは、エンジンが停止しても降下中にメインローターを回転させ、安全に降下飛行するいわゆるオートローテーション(自由回転飛行)機能を有しており、パイロットは同機能を活かした操縦訓練を徹底して行うと聞いている。

右質問する。
ない、あるいは少なくとも米軍の日本への配備
に對して拒否するとも解せられるが、その真意
について説明せよ。

内閣衆賀一八〇第三四五号

衆議院議長 横路 孝弘殿 内閣總理大臣 野田 佳彦

御指摘の発言は、M V 二二の飛行運用の安全性について、政府全体でしつかりと確認すると
いう趣旨で述べたものである。

〔別紙〕
衆議院議員瑞慶賀長敏君提出V-2二オスマ
ブレイの安全性および日本への配備に関する質問に対する答弁書

について

垂直離着陸機MV-2二オスブレイ(以下「MV
二二」という。)については、開発・試験段階に
おいて発生した事故を教訓として改良が重ねら
れた結果、必要な安全基準を満たすものとし
て、米国政府からその量産が承認され、現在、
米海兵隊の主力輸送機として配備が進められて
いるものと承知している。政府としては、個々
の報道や指摘について見解を述べることは差し
控えたいが、いずれにせよ、MV-2二の安全性
等については、地元の皆様に強い懸念があるこ
とは十分認識しており、引き続き、米国政府に
対して更なる情報の提供を求めつつ、地元の皆
様の理解が得られるよう、丁寧に誠意をもつて
説明していく考えである。

御指摘の発言は、米国政府においては、本年四月にモロッコで発生したMV二二の事故の調査結果と同年六月に米国フロリダ州で発生した垂直離着陸機CV二二オスプレイの事故の調査結果が我が国政府に提供され、飛行運用の安全性が再確認されるまでの間は、我が国におけるいかなるMV二二の飛行運用も控えることとしているという趣旨で述べたものである。

平成二十四年七月十九日提出
質問 第三四六号

企業の倒産処理に関する質問主意書

提出者 松木けんこう

二について

価額の適正が求められるものと認識している。評価額の適正を担保する方法としては、不動産の固定評価による方法のほか、公示価格、路線価、固定資産税評価額等から総合的に評価する方法があるものと承知している。」としている。

しかし、実際には適正な財産評価がなされず、現在係争中の事案も多数あると聞く。

もとより、個別の法律上の争訟に立ち入るつもりは無いが、出口の見えないデフレの中では企業の倒産が絶えない今日、倒産法の適切な運用と関係者の救済は重要な政治課題であることは自明の理である。

そこで、倒産による被害者救済の観点から、以下の諸点につき質問する。

一 不動産業における棚卸資産(販売用不動産、仕掛不動産、投資用不動産含む)が、一年で簿価の三割程度にまで下落した事例はあるか。把握する事例の件数及び戸数を明らかにされたい。

仮に簿価三千万円のマンションで計算すると下落分七割は二千一百万円となる。耐震偽装問題で建て替えを余儀なくされたマンションのある物件では、一戸当たり二千円を超える負担で建て替えることを余儀なくされたとの報があつたことをかんがみれば、簿価の三割まで建物の簿価が下落するのは当該資産簿価がゼロになつたのに等しいことである。

過去五年間で、耐震偽装で問題となつた物件以外に著しく簿価の下落した物件の存在を把握されているのであれば、下落件数とその下落理由の概要についても明らかにされたい。

二 報道によると、今年三月二十二日に公示され

た基準地価で、内陸部の一部地域に移転先を探す被災者が殺到した結果、宮城県石巻市須江付近の住宅地は六十・七%と全国最高の上昇率、十

八・三%と全国最大の下落率となつたとのことである。

また、福島第一原発事故による警戒区域にある地点については調査を休止したというが、これは土地取引自体不可能となつたために価格のつけようが無くなつたことに起因するものであろう。

そこで、公示地価について、過去十年間ににおける最大の上昇率と最大の下落率、並びにそれがいつ、どこの地点の結果であるかを明らかにされたい。

三 通常、抵当権の設定は、担保物の時価に「掛け目」と言われる比率を乗じて行われるはずであり、預金担保以外で担保物の百分の額の融資はありえないと聞いています。これは根抵当権でも同様と考えられる。

もし、担保物の百分の額の貸付を受けられるとしたら、成長途上で資産の乏しい企業にとっては大きなメリットがあると考えられる。反面、銀行にとって不動産の値下がらによる担保割れリスクを負うことであるから、過剰貸付となつて適切な金融実務と言えなくなることも危惧される。

そこで、仮に不動産価格の百分の抵当権あるいは根抵当権を設定する貸付は可能か、さらに企業の将来や成長を見込んで二百%の貸付は可能か。金融当局としての考え方を明らかにし、ガドライン等があればお示しいただきたい。

四 親子関係にある会社が破綻した場合においては、複雑な問題が生じる。

例えば、子会社を救済しようとして貸付を行つたが大半が回収不能となつた場合、親会社が連鎖して破綻する可能性は高いと見込まれる。その場合、子会社救済の試み自体が、親会社に損害を与える特別責任として断罪されかねない問題をはらむと想定される。また、子会社が無理に返済を行つたとしたら、取引先や一般株主を害して親会社のみを利用する財産流出行為として不法行為を構成することになりかねない。

悪質な事例を考えるならば、子会社救済のための貸付債権を偽装すれば、債権者として破綻子会社の残余財産からの分配に与れるのだから、株主として回収できないはずの出資を回収できることは想像に難くない。

こうした複雑な問題が容易に想定しうる以上、親子関係会社の破綻処理については、破綻手続きのより慎重かつ厳正な運用、そして事後的な救済策の充実が必要となつてくるのではないかと考える。そして、現在処理中の案件、今後起つたりうる案件、そして既に処理された案件における救済のいすれにおいても必要なのが、

親子関係にある会社間の金銭のやり取りの経緯と全容の解明であると考える。

〔別紙〕
衆議院議員松木けんこう君提出企業の倒産処理に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松木けんこう君提出企業の倒産手続に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一について
御指摘の「不動産業における棚卸資産」を構成する個別の資産ごとの簿価の変動や、個別の物件の価格の変動等については把握しておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二について
平成十五年から平成二十四年までの間の地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)第二条の規定による地価の公示において、公示価格の対

をまつほかないと思われるが、信頼に足る証拠が提出されるかどうかについては問題があるようだ。

すなわち、被告となつた会社が証拠を隠し、裁判所の証明や提出命令等に従わなければ、証

明責任の関係で原告の訴えが容れられなくなるのではないか。それでは訴訟という原告側の最

後の皆が絵に描いた餅になつてしまつ。

そこで、私は、被告となつてある親子会社側が適切な証拠提出を行わないときは証明責任を転換し、被告が反対事実の証明責任を負うべきと考えるが、そのような解釈運用は可能か。

右質問する。

内閣衆質一八〇第三四六号

平成二十四年七月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員松木けんこう君提出企業の倒産

手続に關する質問に対する答弁書

に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松木けんこう君提出企業の倒産

手続に關する質問に対する答弁書

御指摘の「不動産業における棚卸資産」を構成

する個別の資産ごとの簿価の変動や、個別の物

件の価格の変動等については把握しておらず、

お尋ねについてお答えすることは困難である。

二について

平成十五年から平成二十四年までの間の地価

公示法(昭和四十四年法律第四十九号)第二条の

規定による地価の公示において、公示価格の対

(号外)

前年比の上昇率が最も大きかった地点は、平成二十四年地価公示における宮城県石巻市須江字しらさぎ台一丁目三番三の地点で、その率は六十・七パーセントであり、公示価格の対前年比の下落率が最も大きかった地点は、平成十六年地価公示における千葉県成田市下福田字油免五百四十一番の地点で、その率はマイナス三十三・三パーセントである。

三について

銀行の個別取引に対する与信判断については、あくまでも当該銀行の経営判断で行われるものであり、金融庁が指示・関与するものではなく、同所としてお尋ねのガイドライン等は作成していない。ただし、一般論として申し上げると、銀行の財務の健全性の観点からは、与信判断に当たり、担保評価や個別取引の将来キャッシュ・フローの見積りの客觀性・合理性が確保されることが必要であると考えられる。

四について

親子関係にある株式会社間の金銭のやり取りについては、会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百三十五条第二項に規定する計算書類において、会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第九十八条第一項の規定等により、親子関係にある株式会社等との取引に関する注記を求めており、株式会社の債権者は、同法第四百四十二条第三項の規定により、当該計算書類の閲覧等の請求をすることができる。

五について

民事訴訟手続においては、民事訴訟法(平成

八年法律第二百九号)第二百二十三条及び第二百

二十四条の規定により、裁判所は、举証者による文書提出命令の申立てを受けて、訴訟の相手方が所持する文書の提出を命ずることができ、当該相手方がこれに従わないとときは、裁判所は、当該文書の記載等に関する举証者の主張を真実と認めることができる。

平成二十四年七月十九日提出
質問 第三四四七号

日米安保条約に基づく事前協議とV—二二一オスプレイの日本への配備の関連に関する質問主意書

提出者 瑞慶覽長敏

一 一九六〇年に締結された日米安保条約の第六条の実施に関する交換公文で、米政府は、在日米軍に關して①日本への米軍の重要な配置の変更②米軍装備の重要な変更③日本国内の基地から行われる戦闘作戦行動——の三点については、事前協議することが規定されている。

そこで、「装備の重要な変更」とは一体どういうことなのか、日本政府としての解釈を述べよ。

二 新たに日本に配備するオスプレイについて、これまで日本政府は、米海兵隊普天間飛行場に所属しているCH—四六中型輸送ヘリコプターの「代替機」と説明している。

しかし、オスプレイはヘリコプターの機能を有するものの、ヘリコプターではないと考える。なぜならば、CH—四六中型輸送ヘリコプターに比べて、その航続距離、速度、搭載量などの能力がはるかに優れているが、単なる輸送機でもなく、ロケットやミサイルを装備した対地攻撃型もあり、かつ、米空軍用は特殊作戦にも使用される。つまりヘリコプターではなく新型航空機と言うべきものである。

したがつて、オスプレイの配備は、「装備の重要な変更」であり、事前協議の対象となると思われるが、この点について日本政府としての所見を述べよ。

内閣衆質一八〇第三四七号
平成二十四年七月二十七日
内閣總理大臣 野田 佳彦
衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員瑞慶覽長敏君提出日米安保条約に基づく事前協議とV—二二一オスプレイの日本への配備の関連に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員瑞慶覽長敏君提出日米安保条約に基づく事前協議とV—二二一オスプレイの日本への配備の関連に関する質問に対する

日本への配備の関連に関する質問に対する
答弁書

一及び二について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及

きると定めている。

つまり米国から同条約第六条による事前協議の提起がなくとも、「日本の安全」に關することで、日本側から米国に対して隨時協議を申し出されないかと考へる。この点について、日本政

び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号)第六条の実施に関する交換公文にいう「裝備における重要な変更」とは、核弾頭及び中・長距離ミサイルの持込み並びにそれらの基地の建設を意味しており、普天間飛行場への垂直離着陸機MV二二オスプレイ(以下「MV二二」という。)の配備は、これに当たらず、同交換公文にいう事前の協議の主題とはならない。

三について

政府としては、MV二二に係る安全性等について、地元の皆様に強い懸念があることは十分認識しております、これまでも米国政府と緊密に協議してきているところであり、引き続き、米国政府に対し更なる情報の提供を求めつつ、地元の皆様の理解が得られるよう、丁寧に誠意をもつて説明していく考えである。

平成二十四年七月十九日提出

質問 第三回八号
地方税法第四百八十五条の十四(たばこ税額を条件とする補助金等の禁止)に関する質問
主意書

提出者 平山 泰朗

憲法の定める地方自治権の趣旨を踏まえ、地方税法第四百八十五条の十四(たばこ税額を条件とする補助金等の禁止)の解釈について、以下のとおり質問する。

おり質問する。

一 普通地方公共団体たる市町村は、下記の(1)、(2)、(3)の条件を全て満たす個別具体的な場合においては、小売販売業者(たばこ事業法第九条第六項に規定する小売販売業者をいう。)に対し、地方税法第四百八十五条の十四(たばこ税額を条件とする補助金等の反対給付を受けない給付金の交付又は貸付金の貸付け)(以下、「補助金の交付等」という。)を行うことができるものと解してよいか。

(1) 当該補助金の交付等が、地方税法第四百八十五条の十四に定める「当該市町村に納付された、若しくは納付されるべきたばこ税額又は納付されることが見込まれるたばこ税額又は納付されることが見込まれることを条件」としない場合であること。

(2) 当該補助金の交付等が、地方自治法第二百三十二条の二に定める「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」に違反するものでないこと。

〔別紙〕

内閣衆質一八〇第三四八号

平成二十四年七月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員平山泰朗君提出地方税法第四百八十五条の十四(たばこ税額を条件とする補助金等の禁止)に関する質問に対する答弁書

平成二十四年一月二十四日提出した平成二十四年度における公債の発行の特例に関する法律案中別紙のとおり修正いたしたいので、国会第五十の禁止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

平成二十四年七月三十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

平成二十四年一月二十四日提出した平成二十四年度における公債の発行の特例に関する法律案中別紙のとおり修正いたしたいので、国会第五十の禁止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

平成二十四年度における公債の発行の特例に関する法律案中修正

平成二十四年度における公債の発行の特例に関する法律案中修正する法律案を次のように修正する。

題名を次のように改める。

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律

第一条の見出しを「趣旨」に改め、同条中「平成二十四年度における國の財政收支の状況」を「最近における國の財政收支が著しく不均衡な状況にあること」に改め、「鑑み」の下に「平成二十四年度の一般会計の歳出の財源に充てるため」を加え、「ことにより、同年度の適切な財政運営に資すること」に改め、「とともに、平成二十四年度及び平成二十五年度において見込まれる費の追加に伴いこれら年度において見込まれる費用の財源を確保するため、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための措置を実施する等の法律(平成二十四年法律第号)の施行により増加する消費税の収入により償還される公債の発行に関する措置を定めるもの」に改める。

平成二十四年度一般会計予備費使用総調書
及び各省各所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百七十七回国会、内閣提出に
関する報告書)

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基

づき、平成二十四年度一般会計予備費の予算額三千億円のうち、平成二十四年三月十四日から平成二十三年三月三十日までの間ににおいて決定された六百八十七億三千八百七十七万八千円の

使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、東北地方太平洋地震による被災地域の緊急支援に必要な経

費、災害救助費等負担金の不足を補うために必

要な経費、東北地方太平洋地震による被災地

域において自衛隊の部隊が実施する救援活動等

に必要な経費等六件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十四年七月二十六日

決算行政監視委員長 新藤 義孝

平成二十四年一月三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

第三条の二 国及び地方公共団体は、地域再生に

関する施策の推進に当たっては、経済社会の構

造改革の推進に関する施策、産業の国際競争力

の強化に関する施策その他の関連する施策との

連携に配慮するよう努めなければならない。

第四条に見出しとして「地域再生基本方針の策

定」を付し、同条第二項第四号中「前二号」を「前

各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三

号中「次条第一項」を「第五条第一項」に、「同条第

九項」を「同条第十項」に改め、同号を同項第四号

とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定政策課題(地域における少子高齢化の

進展に対応した良好な居住環境の形成その他

の地方公共団体が地域再生を図るために特に

重点的に取り組むことが必要な政策課題とし

て政令で定めるものをいう。第五条第四項第

三号において同じ。)に関する基本的な事項

第二章中第四条の次に次の一条を加える。

(新たな措置の提案)

第四条の二 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、地域再生の推進のために

政府が講すべき新たな措置に関する提案を募集

するものとする。

び譲与税交付金勘定における地方譲与税譲与金

に必要な経費の増額の二件である。

支給(第十四条・第十五条)

に改める。

第一章中第三条の次に次の一条を加える。
(関連する施策との連携
二十三條)

第一項の特例(第十八条)

に改める。

第三条の二 国及び地方公共団体は、地域再生に

関する施策の推進に当たっては、経済社会の構

造改革の推進に関する施策、産業の国際競争力

の強化に関する施策その他の関連する施策との

連携に配慮するよう努めなければならない。

第四条に見出しとして「地域再生基本方針の策

定」を付し、同条第二項第四号中「前二号」を「前

各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三

号中「次条第一項」を「第五条第一項」に、「同条第

九項」を「同条第十項」に改め、同号を同項第四号

とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定政策課題(地域における少子高齢化の

進展に対応した良好な居住環境の形成その他

の地方公共団体が地域再生を図るために特に

重点的に取り組むことが必要な政策課題とし

て政令で定めるものをいう。第五条第四項第

三号において同じ。)に関する基本的な事項

第二章中第四条の次に次の一条を加える。

(新たな措置の提案)

第四条の二 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、地域再生の推進のために

政府が講るべき新たな措置に関する提案を募集

するものとする。

第三条の二 国及び地方公共団体は、地域再生に

関する施策の推進に当たっては、経済社会の構

造改革の推進に関する施策、産業の国際競争力

の強化に関する施策その他の関連する施策との

連携に配慮するよう努めなければならない。

第四条に見出しとして「地域再生基本方針の策

定」を付し、同条第二項第四号中「前二号」を「前

各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三

号中「次条第一項」を「第五条第一項」に、「同条第

九項」を「同条第十項」に改め、同号を同項第四号

とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定政策課題(地域における少子高齢化の

進展に対応した良好な居住環境の形成その他

の地方公共団体が地域再生を図るために特に

重点的に取り組むことが必要な政策課題とし

て政令で定めるものをいう。第五条第四項第

三号において同じ。)に関する基本的な事項

第二章中第四条の次に次の一条を加える。

(新たな措置の提案)

第四条の二 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、地域再生の推進のために

政府が講るべき新たな措置に関する提案を募集

するものとする。

第三条の二 国及び地方公共団体は、地域再生に

関する施策の推進に当たっては、経済社会の構

造改革の推進に関する施策、産業の国際競争力

の強化に関する施策その他の関連する施策との

連携に配慮するよう努めなければならない。

第四条に見出しとして「地域再生基本方針の策

定」を付し、同条第二項第四号中「前二号」を「前

各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三

号中「次条第一項」を「第五条第一項」に、「同条第

九項」を「同条第十項」に改め、同号を同項第四号

とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定政策課題(地域における少子高齢化の

進展に対応した良好な居住環境の形成その他

の地方公共団体が地域再生を図るために特に

重点的に取り組むことが必要な政策課題とし

て政令で定めるものをいう。第五条第四項第

三号において同じ。)に関する基本的な事項

第二章中第四条の次に次の一条を加える。

(新たな措置の提案)

第四条の二 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、地域再生の推進のために

政府が講るべき新たな措置に関する提案を募集

するものとする。

第三条の二 国及び地方公共団体は、地域再生に

関する施策の推進に当たっては、経済社会の構

造改革の推進に関する施策、産業の国際競争力

の強化に関する施策その他の関連する施策との

連携に配慮するよう努めなければならない。

第四条に見出しとして「地域再生基本方針の策

定」を付し、同条第二項第四号中「前二号」を「前

各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三

号中「次条第一項」を「第五条第一項」に、「同条第

九項」を「同条第十項」に改め、同号を同項第四号

とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定政策課題(地域における少子高齢化の

進展に対応した良好な居住環境の形成その他

の地方公共団体が地域再生を図るために特に

重点的に取り組むことが必要な政策課題とし

て政令で定めるものをいう。第五条第四項第

三号において同じ。)に関する基本的な事項

第二章中第四条の次に次の一条を加える。

(新たな措置の提案)

第四条の二 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、地域再生の推進のために

政府が講るべき新たな措置に関する提案を募集

するものとする。

第三条の二 国及び地方公共団体は、地域再生に

関する施策の推進に当たっては、経済社会の構

造改革の推進に関する施策、産業の国際競争力

の強化に関する施策その他の関連する施策との

連携に配慮するよう努めなければならない。

第四条に見出しとして「地域再生基本方針の策

定」を付し、同条第二項第四号中「前二号」を「前

各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三

号中「次条第一項」を「第五条第一項」に、「同条第

九項」を「同条第十項」に改め、同号を同項第四号

とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定政策課題(地域における少子高齢化の

進展に対応した良好な居住環境の形成その他

の地方公共団体が地域再生を図るために特に

重点的に取り組むことが必要な政策課題とし

て政令で定めるものをいう。第五条第四項第

三号において同じ。)に関する基本的な事項

第二章中第四条の次に次の一条を加える。

(新たな措置の提案)

第四条の二 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、地域再生の推進のために

政府が講るべき新たな措置に関する提案を募集

するものとする。

第三条の二 国及び地方公共団体は、地域再生に

関する施策の推進に当たっては、経済社会の構

造改革の推進に関する施策、産業の国際競争力

の強化に関する施策その他の関連する施策との

連携に配慮するよう努めなければならない。

第四条に見出しとして「地域再生基本方針の策

定」を付し、同条第二項第四号中「前二号」を「前

各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三

号中「次条第一項」を「第五条第一項」に、「同条第

九項」を「同条第十項」に改め、同号を同項第四号

とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定政策課題(地域における少子高齢化の

進展に対応した良好な居住環境の形成その他

の地方公共団体が地域再生を図るために特に

重点的に取り組むことが必要な政策課題とし

て政令で定めるものをいう。第五条第四項第

三号において同じ。)に関する基本的な事項

第二章中第四条の次に次の一条を加える。

(新たな措置の提案)

第四条の二 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、地域再生の推進のために

政府が講るべき新たな措置に関する提案を募集

するものとする。

第三条の二 国及び地方公共団体は、地域再生に

関する施策の推進に当たっては、経済社会の構

造改革の推進に関する施策、産業の国際競争力

の強化に関する施策その他の関連する施策との

連携に配慮するよう努めなければならない。

第四条に見出しとして「地域再生基本方針の策

定」を付し、同条第二項第四号中「前二号」を「前

各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三

号中「次条第一項」を「第五条第一項」に、「同条第

九項」を「同条第十項」に改め、同号を同項第四号

とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定政策課題(地域における少子高齢化の

進展に対応した良好な居住環境の形成その他

の地方公共団体が地域再生を図るために特に

重点的に取り組むことが必要な政策課題とし

て政令で定めるものをいう。第五条第四項第

三号において同じ。)に関する基本的な事項

第二章中第四条の次に次の一条を加える。

(新たな措置の提案)

第四条の二 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、地域再生の推進のために

政府が講るべき新たな措置に関する提案を募集

するものとする。

第三条の二 国及び地方公共団体は、地域再生に

関する施策の推進に当たっては、経済社会の構

造改革の推進に関する施策、産業の国際競争力

の強化に関する施策その他の関連する施策との

連携に配慮するよう努めなければならない。

第四条に見出しとして「地域再生基本方針の策

定」を付し、同条第二項第四号中「前二号」を「前

各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三

号中「次条第一項」を「第五条第一項」に、「同条第

九項」を「同条第十項」に改め、同号を同項第四号

とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定政策課題(地域における少子高齢化の

進展に対応した良好な居住環境の形成その他

の地方公共団体が地域再生を図るために特に

重点的に取り組むことが必要な政策課題とし

て政令で定めるものをいう。第五条第四項第

三号において同じ。)に関する基本的な事項

第二章中第四条の次に次の一条を加える。

(新たな措置の提案)

第四条の二 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、地域再生の推進のために

政府が講るべき新たな措置に関する提案を募集

するものとする。

第三条の二 国及び地方公共団体は、地域再生に

2

内閣総理大臣は、前項の提案がされた場合において、地域再生本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めることは、遅滞なく、地域再生本部が作成した地域再生基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、変更後の地域再生基本方針を公表しなければならない。

第五条第四項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同項第四号中「第二十条第一項」を「第十四条第一項」に、「同項において」を「以下」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三 地域における特定政策課題の解決に資する事業(第一号イからハまでに規定する事業、前号の内閣府令で定める事業及び次号に規定する事業を除く。)であつて次に掲げるもの(次項及び第九項において「特定地域再生事業」という。)に関する事項

イ 地域住民の交通手段の確保のために行う事業その他の内閣府令で定める事業であつて金融機関から当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを受けて行われるもの

ロ 地域住民の生活の利便性の向上に資する施設その他の施設の整備又は福祉サービスその他のサービスの提供に関する事業として内閣府令で定めるものであつて地方公共団体、第十九条第一項の規定により指定された地域再生推進法人(第十二条において

単に「地域再生推進法人」という。)、株式会社その他の内閣府令で定める者により行われるもの

ハ 老朽その他の事由により地域において使用されていない公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業

第五条第四項第五号を同項第四号とし、同条第十項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項中「前項の規定により地域再生協議会における協議をしたときは、」を削り、「申請には、」の下に「第五項の規定により特定地域再生事業を実施する者の意見を聴いた場合には当該意見の概要を、前項の規定により地域再生協議会における協議をした場合にあつては」を加え、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

第五章第一節及び第二節を削る。

第十九条第一項中「第五条第四項第三号」を「第五条第四項第一号」に改め、第五章第三節中同条五号とし、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 地域再生推進法人

第五章第一節及び第二節を削る。

第十九条第一項中「第五条第四項第三号」を「第五条第四項第一号」に改め、第五章第三節中同条五号とし、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

第五章第三節を同章第一節とする。

第五章第四節の節名中「地域再生支援利子補給金」を「地域再生支援利子補給金等」に改める。

第二十条に見出しとして「地域再生支援利子補給金の支給」を付し、同条第一項中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第二号」に改め、第五章第四節中同条を第十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

第三節 課税の特例

第十六条 認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第三号口に規定する内閣府令で定める事業を行なう株式会社(地域における雇用機会の創出に対する寄与の程度を考慮して内閣府令で定める常時雇用する従業員の数その他の要件に該当することについて内閣府令で定めるところにより認定地方公共団体の確認を受けたもの

に限る。)により発行される株式を払込みにより改め、同条第二項中「前条第九項」を「前条第十項」に改め、同条第十一項」を「同条第十二項」に改める。

第七条第一項中「第五条第九項」を「第五条第十

して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの(以下この条に

おいて「指定金融機関」という。)が、当該資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給契約」という。)を当該指定金融機関と結ぶことができる。

項」に改める。

第八条第一項中「第五条第九項」を「第五条第十項」に改める。

第十条第一項中「第五条第九項各号」を「第五条第十二項各号」に改め、同条第四項中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改める。

第十二条第二項中「第二号」を「第三号」とし、第一号

の次に次の二号を加える。

二 地域再生推進法人

第十二条第五項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 地域再生推進法人

第五章第一節及び第二節を削る。

第十九条第一項中「第五条第四項第三号」を「第五条第四項第一号」に改め、第五章第三節中同条五号とし、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

第五章第三節を同章第一節とする。

第五章第四節の節名中「地域再生支援利子補給金」を「地域再生支援利子補給金等」に改める。

第二十条に見出しとして「地域再生支援利子補給金の支給」を付し、同条第一項中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第二号」に改め、第五章第四節中同条五号とし、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

第三節 課税の特例

第十六条 認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第三号口に規定する内閣府令で定める事業を行なう株式会社(地域における雇用機会の創出に対する寄与の程度を考慮して内閣府令で定める常時雇用する従業員の数その他の要件に該当することについて内閣府令で定めるところにより認定地方公共団体の確認を受けたもの

に限る。)により発行される株式を払込みにより改め、同条第二項中「前条第九項」を「前条第十項」に改め、同条第十一項」を「同条第十二項」に改める。

第七条第一項中「第五条第九項」を「第五条第十

官 報 (号 外)

- 8 國土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川（河川法第五条第一項に規定する二級河川をいう。以下この条において同じ。）の特定発電水利使用に關し河川法第二十三条等の許可の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第三十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する関係行政機関の長に協議することを要しない。

9 河川管理者は、一級河川又は二級河川の特定事又は市町村長の意見を聽くことを要しない。

10 都道府県知事は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に關し河川法第二十三条等の許可の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第七十九条の規定にかかわらず、国土交通大臣の認可を受け、又は国土交通大臣に協議してその同意を得ることを要しない。

用河川をいう。)の特定発電水利使用に関する同

項において準用する同法の規定の特例について
は、前三項の規定を準じて政令で定める。

都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川の特定用途水利使用ごとく（河川法）

又は二級河川の特定引用水不使用に關し河川法第二十三条等の許可の申請があつたときは、電

氣事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第百三
条第一項の規定にかかわらず、意見を付して経

済産業大臣に報告し、及びその意見を求めるところを要しない。

河川管理者は、水利使用に関する河川法第二
十三条等の許可の申請に係る行政手続法(平成

五年法律第八十八号)第六条に規定する通常要すべき票書的又は期間(以下この項において「票書

すべき標準的な期間(以下この項において「標準処理期間」という。)を定めるときは、特定発電

水利使用に係る標準処理期間について、他の水利使用（総合特別区域法（平成二十三年法律第八

十一号)第五十条第一項に規定する特定発電水利使用及び東日本大震災復興特別区域法(平成

二十三年法律第二百二十二号)第三十条第一項に規定する特定発電水利使用を除く。)に係る標準

処理期間に比して相当程度短い期間を定めるも
のとする。

のとする。
第三十三条から第三十五条までを削る。

第三十六条规定「別表第二十六号」を「別表第二十一号」に改め、同条を第三十三条とし、第四章中

同条の次に次の三条を加える。
(政令等で規定された規制の特例措置)

**第三十四条 地方公共団体が、その設定する構造
改革特別区域において、政令又は主務省令によ**

り規定された規制に係る事業(以下この条及び

平成二十四年七月三十一日 衆議院会議録第三十二号 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案及び同報告書

			別表第二十四号において「政令等規制事業」とい う)を実施し又はその実施を促進する必要があ ると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その 認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当 該政令等規制事業については、政令により規 定された規制に係るものにあっては政令で、主務 省令により規定された規制に係るものにあって は主務省令で、それぞれ定めることにより、 規制の特例措置を適用する。
		(地方公共団体の事務に関する規制についての 条例による特例措置)	(地方公共団体の事務に関する規制についての 条例による特例措置)
		第三十五条 地方公共団体が、その設定する構造 改革特別区域において、政令又は主務省令によ り規定された規制(地方公共団体の事務に関す るものに限る。以下この条において同じ。)に係 る事業(以下この条及び別表第二十五号におい て「地方公共団体事務政令等規制事業」という。) を実施し又はその実施を促進する必要があると 認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定 を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地	第三十五条 地方公共団体が、その設定する構造 改革特別区域において、政令又は主務省令によ り規定された規制(地方公共団体の事務に関す るものに限る。以下この条において同じ。)に係 る事業(以下この条及び別表第二十五号におい て「地方公共団体事務政令等規制事業」という。) を実施し又はその実施を促進する必要があると 認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定 を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地
二十一	協議会を活用した特定水力発電事業	第三十一条	第五十条 この法律の規定に基づき命令又は条例 を制定し、又は改廃する場合においては、それ ぞれ命令又は条例で、その制定又は改廃に伴い 合理的に必要と判断される範囲内において、所 要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。) を定めることができる。
二十二	別表第二十三号から第二十五号までを次のように改める。		附則第三条及び第四条中「平成二十四年三月三 十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め る。
二十三	再生資源を利用したアルコール製造事業	第三十三条	別表第二十一号を次のように改める。
二十四	政令等規制事業で第三十四条の規定による政令又は主務省令で 定めるもの	第三十四条	
二十五	地方公共団体事務政令等規制事業で第三十五条の規定による政 令又は主務省令で定めるもの	第三十五条	

平成二十四年七月三十一日 衆議院会議録第三十一号 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案及び同報告書

二四

別表第二十六号及び第二十七号を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日前にこの法律による改正前の構造改革特別区域法(以下「旧法」という。)第二十八条の二第二項の規定により読み替えられた酒税法(昭和二十八年法律第六号)第十一条第一項の規定により付された製造する酒類の範囲を旧法第二十八条の二第一項第一号に掲げる酒類又は同項第二号に掲げる酒類に限る旨の条件は、この法律による改正後の構造改革特

二 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二条)第三十二条

理 由

経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るために、内閣総理大臣が行う構造改革の推進等に関する提案の募集の期限及び内閣総理大臣に対する構造改革特別区域計画の認定申請の期限を延長するとともに、協議会を活用した特定水力発電事業に係る措置その他の構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

第一条の規定により付された製造する酒類の範囲をそれぞれ新法第二十八条の二第一項第一号に掲げる酒類又は同項第二号に掲げる酒類に限る旨の条件とみなす。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(総合特別区域法及び東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「水利使用」の下に「構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第三十一条第七項に規定する特定発電水利使用及び」を加える。

一 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十

一号)第五十二条

2 酒税法の特例の拡充 特産酒類の製造事業に係る酒税法の特例に関し、果実酒又はリキュールに使用することができる原料の追加を行うこと。

3 認定を受けた構造改革特別区域における規制の特例に関する措置の追加

(一) 河川法及び電気事業法の特例等 河川法の規定による許可を受けた水利使用のために取水した流水のみを利用する水力発電事業について、河川法上定められている手続の一部を不要等とするものとすること。

4 地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置 政令又は主務省令により規定された規制(地方公共団体の事務に関するものに限る。)に係る事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、経済社会の構造改革を推進することで地域の活性化を図るために、必要な措置を講じるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十四年七月二十七日

衆議院議長 横路 孝弘殿
内閣委員長 荒井 聰

都市の低炭素化の促進に関する法律案(内閣提出)

右
国会に提出する。

平成二十四年二月二十八日

内閣総理大臣 野田 佳彦

内閣総理大臣 横路 孝弘殿

都市の低炭素化の促進に関する法律
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 基本方針等(第三条—第六条)
第三章 低炭素まちづくり計画に係る特別の措置

5 構造改革特別区域計画の認定を申請する期限(平成二十四年三月三十一日)を、平成二十九年三月三十一日まで延長すること。

6 この法律は、公布の日から施行すること。
一 関連する施策との連携
国及び地方公共団体は、構造改革特別区域において、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化に関する施策を推進するに当たっては、関連する施策との連携を図るよう努めなければならないこと。

十一条

用途地域が定められている土地の区域。第五十一条第一項において「市街化区域等」という。)に

限る。)であつて都市の低炭素化の促進に関する施策を総合的に推進することが効果的であると認められるものについて、低炭素まちづくり計画を作成することができる。

2 低炭素まちづくり計画には、その区域(以下

「計画区域」という。)を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一 低炭素まちづくり計画の目標

二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事項

イ 都市機能の集約(計画区域外から計画区域内に都市機能を集約することを含む。以下同じ。)を図るために拠点となる地域の整備その他都市機能の配置の適正化に関する事項

下同じ。)を図るために拠点となる地域の整備その他の都市機能を集約することを含む。以

下同じ。)を図るために拠点となる地域の整備その他の都市機能を集約することを含む。以

四 計画期間

五 その他国土交通省令・環境省令・経済産業省令で定める事項

ハ 貨物の運送の共同化その他の貨物の運送の合理化に関する事項

二 緑地の保全及び緑化の推進に関する事項

ホ 下水(下水道法昭和三十三年法律第七十九号)第二条第一号に規定する下水をい

う。次項第五号イ及び第四十七条において

同じ。)を熱源とする熱、太陽光その他の化

石燃料以外のエネルギーの利用又は化石燃料の効率的利用に資する施設の設置のための下水道、公園、港湾その他の公共施設の活用に関する事項

ハ 建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能の向上による二酸化炭素の排出の

抑制(以下「建築物の低炭素化」という。)の促進に関する事項

ト 二酸化炭素の排出の抑制に資する自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車を

いう。以下この号及び第五十一条において同じ。)の普及の促進その他の自動車の運行に伴い発生する二酸化炭素の排出の抑制の促進に関する事項

チ その他都市の低炭素化の促進のために講ずべき措置として国土交通省令・環境省令・経済産業省令で定めるものに関する事項

二 前項第二号口に掲げる事項 次のイから八までに掲げる事項

イ 鉄道利便増進事業(その全部又は一部の区間が計画区域内に存する路線に係る旅客

鉄道事業(鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第一条第一項に規定する鉄道事

業のうち旅客の運送を行うもの及び旅客の

運送を行う同法第七条第一項に規定する鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させ

せるものをいう。第二十三条第三項第三号及び第四号において同じ。)を経営し、又は

経営しようとする者が当該旅客鉄道事業の利用者の利便の増進を図るために実施する

事業をいう。以下同じ。)の内容及び実施主体に関する事項

三 低炭素まちづくり計画の達成状況の評価に関する事項

四 計画期間

五 その他国土交通省令・環境省令・経済産業省令で定める事項

ハ 軌道便増進事業(その全部又は一部の区間が計画区域内に存する路線に係る旅客

軌道事業(軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道事業のうち旅客の運送を行

うものをいう。第二十六条第三項第三号に

号に定める事項を記載することができる。

一 前項第二号イに掲げる事項 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第二十条第一項の地区若しくは区域内又は同条第二項の地区内の区域であつて当該区域における駐車施設

(同条第一項に規定する駐車施設をいう。以下この号において同じ。)の機能を集約すべきもの(第二十条において「駐車機能集約区域」という。)並びに集約駐車施設(当該機能を集約するために整備する駐車施設をいう。)の位

置及び規模に関する事項

いて同じ。)又は特定旅客自動車運送事業(同法第三条第二号に規定する特定旅客自動車運送事業をいう。同項第三号において同じ。)を経営し、又は経営しようとする者がこれらの事業の利用者の利便の増進を図るために実施する事業をいう。以下同じ。)

の内容及び実施主体に関する事項

三 前項第二号ハに掲げる事項 貨物運送共同化事業(計画区域内において、第一種貨物利用運送事業貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業をいう。第三十三条第三項第三号において同じ。)、第二種貨物利用運

送事業(同法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業をいう。第三十三条第三項第四号及び第四項において同じ。)又は一般貨物自動車運送事業(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。第三十

三条第三項第五号において同じ。)を経営し、又は経営しようとする二以上の者が、集貨、配達その他の貨物の運送(これに付随する業務を含む。)の共同化を行なう事業をいう。以下同じ。)の内容及び実施主体に関する事項

四 前項第二号ニに掲げる事項 次のイ又はロに掲げる事項

イ 樹木が相当数存在し、これらを保全することにより都市の低炭素化が効果的に促進されることが見込まれる区域(第三十八条第一項において「樹木保全推進区域」とい

う。)及び当該区域において保全すべき樹木

又は樹林地等(樹林地又は人工地盤、建築物その他の工作物に設けられる樹木の集団をいい、これらと一体となつた草地を含む。以下同じ。)の基準(同項において「保全樹木等基準」という。)に関する事項

□ 第四十六条第一項の規定による指定に関する事項

五 前項第二号ホに掲げる事項 次のイからハまでに掲げる事項

イ 下水を熱源とする熱を利用するための設備を有する熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第四項に規定する熱供給施設その他これに準ずる施設で政令で定めるものの整備及び管理に関する事業であつて第四十七条第一項の許可に係るもの的内容及び実施主体に関する事項

ロ 都市公園(都市公園法昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園をいう。次項第二号及び第四十八条において同じ。)に設けられる太陽光を電気に変換する設備その他の化石燃料以外のエネルギーの利用又は化石燃料の効率的利用に資する施設(ハにおいて「非化石エネルギー利用施設等」という。)で政令で定めるもの整備に関する事業の内容及び実施主体に関する事項

ハ 港湾隣接地域(港湾法(昭和二十五年法律第二百一十八号)第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域をいう。)に設けられる非化石エネルギー利用施設等で国土交通省令で定めるものの整備に関する事業(その実施

又は樹林地等(樹林地又は人工地盤、建築物その他の工作物に設けられる樹木の集団をいい、これらと一体となつた草地を含む。以下同じ。)の基準(同項において「保全樹木等基準」という。)に関する事項

□ 第四十六条第一項の規定による指定に関する事項

五 前項第二号ホに掲げる事項 次のイからハまでに掲げる事項

イ 下水を熱源とする熱を利用するための設備を有する熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第四項に規定する熱供給施設その他これに準ずる施設で政令で

一 前項第五号イに掲げる事項 第四十七条第一項の許可の権限を有する公共下水道管理者等(下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者又は同法第二十五条の三第一項に規定する流域下水道管理者をいう。第四十七条及び第六十三条において同じ。)

二 前項第五号ロに掲げる事項 当該事項に係る都市公園の公園管理者(都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者をいう。第四十条八条において同じ。)

三 前項第五号ハに掲げる事項 当該事項に係る港湾の港湾管理者(港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。第四十九条において同じ。)

四 市町村は、低炭素まちづくり計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。

一 第二項第一号に定める事項 都道府県知事を定めている都道府県の知事に限る。)

二 第三項第二号イからハまでに掲げる事項、は第二十二条の二第一項の規定に基づき条例を(駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又

に当たり同項の許可を要するものに限る。)の内容及び実施主体に関する事項

4 市町村は、低炭素まちづくり計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならぬ。

一 前項第五号イに掲げる事項 第四十七条第一項の許可の権限を有する公共下水道管理者等(下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者又は同法第二十五条の三第一項に規定する流域下水道管理者をいう。第四十七条及び第六十三条において同じ。)

二 前項第五号ロに掲げる事項 当該事項に係る都市公園の公園管理者(都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者をいう。第四十条八条において同じ。)

三 前項第五号ハに掲げる事項 当該事項に係る港湾の港湾管理者(港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。第四十九条において同じ。)

四 市町村は、低炭素まちづくり計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。

一 前項第五号イに掲げる事項 第四十七条第一項の許可の権限を有する公共下水道管理者等(下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者又は同法第二十五条の三第一項に規定する流域下水道管理者をいう。第四十七条及び第六十三条において同じ。)

二 前項第五号ロに掲げる事項 当該事項に係る都市公園の公園管理者(都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者をいう。第四十条八条において同じ。)

三 前項第五号ハに掲げる事項 当該事項に係る港湾の港湾管理者(港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。第四十九条において同じ。)

四 市町村は、低炭素まちづくり計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。

一 第二項第一号に定める事項 都道府県知事を定めている都道府県の知事に限る。)

二 第三項第二号イからハまでに掲げる事項、は第二十二条の二第一項の規定に基づき条例を(駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又

らハまでに掲げる事項 当該事項に係る実施主体

三 前号に掲げるもののほか、第二項第一号に掲げる事項として記載された事項で当該市町村以外の者が実施する事務又は事業の内容及び実施主体に関するもの 当該事項に係る実施主体

一 低炭素まちづくり計画及びその実施に関する事項

二 低炭素まちづくり計画及びその実施に関する事項

三 その他当該市町村が必要と認める者

四 第二項第二号イからハまでに掲げる事項として記載された事項でその実施に際し道路交

通法(昭和三十五年法律第百五号)第四条第一項の規定により都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の交通の規制が行われることとなる事務又は事業に関するもの 関係する公安委員会

五 第二項第二号イからハまでに掲げる事項として記載された事項でその実施に際し道路交

通法(昭和三十五年法律第百五号)第四条第一項の規定により都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の交通の規制が行われることとなる事務又は事業に関するもの 関係する公安委員会

六 低炭素まちづくり計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十条の三第一項に規定する地方公共団体実行計画に適合するとともに、都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

七 市町村は、低炭素まちづくり計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

八 第四項から前項までの規定は、低炭素まちづくり計画の変更について準用する。

九 第七条第二項第一号イに掲げる事項が載された低炭素まちづくり計画に係る計画区域内における病院、共同住宅その他の多数の者が利用する建築物(以下「特定建築物」という。)及びその敷地の整備に関する事業(これと併せて整備する道路、公園その他の公共施設(次条第一項第三号において「特定公共施設」という。)の整備に関する事業を含む。)並びにこれに附帯する事業であつて、都市機能の集約を図るための拠点の形成に資するもの(以下「集約都市開発事業」という。)を施行しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該低炭素まち

條において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
一 协議会は、低炭素まちづくり計画を作成しようとする

一 协議会は、低炭素まちづくり計画を作成しようとする
市町村

一 协議会は、低炭素まちづくり計画を作成しようとする
密接な関係を有する者

三 その他当該市町村が必要と認める者

(特定建築物に関する特例)

第十六条 認定集約都市開発事業により整備される特定建築物については、低炭素建築物とみなして、この法律の規定を適用する。

(費用の補助)

第十七条 地方公共団体は、認定集約都市開発事業者に対し、認定集約都市開発事業の施行に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助に係る認定集約都市開発事業により整備された特定建築物の賃貸料又は価額)

第十八条 認定集約都市開発事業者は、前条第一項の規定による補助に係る認定集約都市開発事業により整備された賃貸の用に供する特定建築物の国土交通省令で定める期間における賃貸料について、当該特定建築物の整備に必要な費用に相当する額、公課その他必要な費用を参考して国土交通省令で定める額を超えて、契約地代に相当する額、公課その他必要な費用を参考して国土交通省令で定める額を定め、契約の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な建築物に限る。の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地とし、又は受領してはならない。

2 前項の賃貸の用に供する特定建築物の整備に必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があつた場合として国土交通省令で定める基準に該当する場合には、当該変動後において当該特定建築物の整備に通常要すると認められる費用とする。

3 認定集約都市開発事業者は、前条第一項の規

定期による補助に係る認定集約都市開発事業により整備された特定建築物の譲渡価額について、

当該特定建築物の整備に必要な費用、利息、譲渡に要する事務費、公課その他必要な費用を参考して国土交通省令で定める額を超えて、契約し、又は受領してはならない。

(土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例)

第十九条 低炭素まちづくり計画に第七条第二項第二号イに掲げる事項として記載された都市機能の集約を図るための拠点となる地域の整備に

関する事項に係る土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業をいう。)であつて同法第三条第四項、第三条の二又は第三

条の三の規定により施行するものの換地計画にあつて同法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定による土地区画整理事業をいう。)においては、認定集約都市開発事業により整備される特定建築物(第九条第一項第一号の区域内

の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な建築物に限る。)の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地とし、又は受領してはならない。

2 条第六項に規定する宅地をいう。以下この項及び第三項において同じ。)について所有権、地上

用、利息、修繕費、管理事務費、損害保険料、

地代に相当する額、公課その他必要な費用を参考して国土交通省令で定める額を定め、契約

の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な建築物に限る。の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地とし、又は受領してはならない。

2 前項の賃貸の用に供する特定建築物の整備に

必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があつた場合として国土交通省令で定める基準に該当する場合には、当該変動後において当該特定建築物の整備に通常要すると認められる費用とする。

3 認定集約都市開発事業者は、前条第一項の規

において定められた保留地について準用する。

この場合において、同条第一項中「第三条第四項若しくは第五項」とあるのは「第三条第四項」と、「第一百四条第十一項」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律第十九条第二項において準用する第一百四条第十一項」と読み替えるものとする。

3 第一項に規定する土地区画整理事業を施行する者は、同項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第百三条第四項の規定による公告があつた日における從前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対する政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。

同法第一百九条第二項の規定は、この場合に

あつて同法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定による土地区画整理事業をいう。)においては、認定集約都市開発事業により整備される特定建築物(第九条第一項第一号の区域内

の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な建築物に限る。)の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地とし、又は受領してはならない。

2 条第六項に規定する宅地をいう。以下この項及び第三項において同じ。)について所有権、地上

用、利息、修繕費、管理事務費、損害保険料、

地代に相当する額、公課その他必要な費用を参考して国土交通省令で定める額を定め、契約

の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な建築物に限る。の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地とし、又は受領してはならない。

2 前項の賃貸の用に供する特定建築物の整備に

必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があつた場合として国土交通省令で定める基準に該当する場合には、当該変動後において当該特定建築物の整備に通常要すると認められる費用とする。

3 認定集約都市開発事業者は、前条第一項の規

駐車機能集約区域をいう。以下この項及び次条において同じ。)の区域内に」と、同項及び同条

第二項並びに同法第二十条の二第一項中「建築物又は」とあるのは「建築物若しくは」と、同法第二十条第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨又は集約駐車施設内と、同項及び同法第二十条の二第一項中「旨を」とあるのは「地区内の駐車機能集約区域の区域内」と、同項及び同法第二十条の二第一項中「旨を」とあるのは「地区内若しくは地区内の駐車機能集約区域の区域内」と、同項中「前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内」とあるのは「前条第一項又は第二項の駐車機能集約区域の区域内」と、同項中「前条第一項の地区若しくは地域内」と、「地区又は地域内」とあり、及び「地区内又は同条第二項の地区内」とあるのは「前条第一項又は第二項の駐車機能集約区域の区域内」と、「地区又は地域内」とあるのは「駐車機能集約区域の区域内」とする。

第三節 共通乗車船券等
第一款 共通乗車船券

第二十二条 第二項に規定する事項として記載された公共交通機関の利用の促進に関する

事項を実施するため、計画区域内に来訪する旅客

又は計画区域内を移動する旅客を対象とする共通乗車船券（二以上の運送事業者が期間、区间その他の条件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるもの）。

（号外）

（号外）

ビスの提供を受けることができるもの）。

（号外）

に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を共同で国土交通大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をした者は、鉄道事業法第十六条第三項後段、軌道法第十二条第二項、道路運送法第九条第三項後段又は海上運送法（昭和二十四年法律第八百六十七号）第八条第一項後段の規定による届出をしたものとみなす。

第二款 鉄道利便増進事業

（鉄道利便増進事業の実施）

第二十二条 低炭素まちづくり計画に第七条第三項第二号イに掲げる事項が記載されているときは、当該事項に係る鉄道利便増進事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、当該低炭素まちづくり計画に即して鉄道利便増進事業を実施するための計画（以下「鉄道利便増進実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該鉄道利便増進事業を実施するものとする。

2 鉄道利便増進実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 鉄道利便増進事業を実施する区域
- 2 鉄道利便増進事業の内容
- 3 鉄道利便増進事業の実施予定期間
- 4 鉄道利便増進事業の資金計画

五 鉄道利便増進事業の実施による都市の低炭素化の効果

六 その他国土交通省令で定める事項

3 鉄道利便増進事業を実施しようとする者は、鉄道利便増進実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該鉄道利便増進事業に関する事項が記載されている低炭素まちづくり計画を作成した市町村（次項及び次条において「計画作成市町村」という。）の意見を聽かなければならぬ。

4 鉄道利便増進事業を実施しようとする者は、鉄道利便増進実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを計画作成市町村に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、鉄道利便増進実施計画の変更について準用する。

（鉄道利便増進実施計画の認定）

第二十三条 鉄道利便増進事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、鉄道利便増進実施計画が都市の低炭素化を促進するために適當なものである旨の認定を申請することができる。

6 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。

（鉄道利便増進実施計画の認定）

第二十四条 鉄道事業法第十六条第一項の認可ハ、鉄道事業法第七条第一項の認可 口 鉄道事業法第五条第一項の許可 同法第六条第一号に掲げる基準

7 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。

（鉄道利便増進実施計画の認定）

8 国土交通大臣は、第三項の認定を受けた鉄道利便増進実施計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下この項及び第三十一条において「認定鉄道利便増進実施計画」という。）が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき、又は同項の認定を受けた者が認定鉄道利便増進実施計画に従つて鉄道利便増進事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 第三項の認定及び第六項の変更の認定に関する事項は、国土交通省令で定める。

（鉄道事業法の特例）

10 第二十四条 鉄道利便増進事業を実施しようとする者がその鉄道利便増進実施計画について前条第三項又は第六項の認定を受けたときは、当該鉄道利便増進実施計画に記載された鉄道利便増進事業のうち、鉄道事業法第三条第一項の許可を受けなければならないものについては、当該旅客鉄道事業を実施しようとする者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。

11 前項の認定をする場合において、鉄道事業法第十六条第一項の認可を受けなければならないものについては、運輸審議会に諮るものとする。

12 國土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る鉄道利便増進実施計画が次に掲げる基準に適合すればならないものについては、運輸審議会に諮るものとみなす。

13 國土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を計画作成市町村に通知するものとする。

ると認めるときは、その認定をするものとする。

1 鉄道利便増進実施計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。

2 鉄道利便増進実施計画に記載された事項が適切なものであること。

3 鉄道利便増進実施計画に記載された事項が当該鉄道利便増進事業を確実に遂行するため適切なものであること。

4 鉄道利便増進実施計画に記載された事項が当該旅客鉄道事業の内容がそれぞれ当該イからハまでに定める基準に適合するものであること。

5 鉄道利便増進実施計画に記載された事項が当該イからハまでに定める基準に適合するものであること。

6 第三項の認定を受けた者は、当該認定を受けた鉄道利便増進実施計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。

8 国土交通大臣は、第三項の認定を受けた鉄道利便増進実施計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下この項及び第三十一条において「認定鉄道利便増進実施計画」という。）が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき、又は同項の認定を受けた者が認定鉄道利便増進実施計画に従つて鉄道利便増進事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 第三項の認定及び第六項の変更の認定に関する事項は、国土交通省令で定める。

10 第二十四条 鉄道利便増進事業を実施しようとする者がその鉄道利便増進実施計画について前条第三項又は第六項の認定を受けたときは、当該鉄道利便増進実施計画に記載された鉄道利便増進事業のうち、鉄道事業法第三条第一項の許可を受けなければならないものについては、当該旅客鉄道事業を実施しようとする者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。

11 前項の認定をする場合において、鉄道事業法第十六条第一項の認可を受けなければならないものについては、運輸審議会に諮るものとする。

12 國土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る鉄道利便増進実施計画が次に掲げる基準に適合すればならないものについては、運輸審議会に諮るものとみなす。

13 國土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を計画作成市町村に通知するものとする。

官 報 (号外)

第三款 軌道利便増進事業

(軌道利便増進事業の実施)

第二十五条 低炭素まちづくり計画に第七条第三項第二号ロに掲げる事項が記載されているときは、当該事項に係る軌道利便増進事業を実施しようとする者は、当該低炭素まちづくり計画に即して軌道利便増進事業を実施するための計画

(以下「軌道利便増進実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該軌道利便増進事業を実施するものとする。

2 軌道利便増進実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 軌道利便増進事業を実施する区域

二 軌道利便増進事業の内容

三 軌道利便増進事業の実施予定期間

四 軌道利便増進事業の資金計画

五 軌道利便増進事業の実施による都市の低炭素化の効果

六 その他国土交通省令で定める事項

3 軌道利便増進事業を実施しようとする者は、軌道利便増進実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該軌道利便増進事業に関する事項が記載されている低炭素まちづくり計画を作成した市町村(次項及び次条において「計画作成市町村」という。)の意見を聽かなければならぬ。

4 軌道利便増進事業を実施しようとする者は、軌道利便増進実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを計画作成市町村に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、軌道利便増進実施計画の変

更について準用する。

(軌道利便増進実施計画の認定)

第二十六条 軌道利便増進事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、軌道利便増進実施計画が都市の低炭素化を促進するために適切なものである旨の認定を申請することができるものとする。

2

前項の規定による認定の申請は、計画作成市町村を経由して行わなければならない。この場合において、計画作成市町村は、当該軌道利便増進実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 國土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る軌道利便増進実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めると認めるときは、その認定をするものとする。

4 軌道利便増進事業の実施による都市の低炭素化の効果

5 軌道利便増進事業の実施による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を計画作成市町村に通知するものとする。

6 国土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を計画作成市町村に通知するものとする。

7 第三項の認定を受けた者は、当該認定を受けた軌道利便増進実施計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の認定について準用する。

9 國土交通大臣は、第三項の認定を受けた軌道利便増進実施計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下この項及び第三十一条において「認定軌道利便増進実施計画」という。)が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるととき、又は同項の認定を受けた者が認定軌道利便増進実施計画に従つて軌道利便増進事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

10 第三項の認定及び第七項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

な手続は、政令で定める。

(軌道法の特例)

第二十七条 軌道利便増進事業を実施しようとする者は、当該事業がその軌道利便増進実施計画について前条第三項又は第七項の認定を受けたときは、当該

法令で定めるところにより関係する公安委員会に、それぞれ意見を聽くものとする。ただし、道路管理者に意見を聽く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は公安委員会の意見を聞く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りない。

軌道利便増進実施計画に記載された軌道利便増進事業のうち、軌道法第三条の特許若しくは同法第十一條第一項の運賃若しくは料金の認可を受け、又は同法第二条第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により特許若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

第四款 道路運送利便増進事業
(道路運送利便増進事業の実施)

第二十八条 低炭素まちづくり計画に第七条第三項第二号ハに掲げる事項が記載されているときは、当該事項に係る道路運送利便増進事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、当該低炭素まちづくり計画に即して道路運送利便増進事業を実施するための計画(以下「道路運送利便増進実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該道路運送利便増進事業を実施する。

一 道路運送利便増進事業を実施する区域
二 道路運送利便増進事業の内容
三 道路運送利便増進事業の実施予定期間

4 前項の認定をする場合において、軌道法第三条の特許並びに同法第十一條第一項の運賃及び料金の認可の基準に適合するものであること。

5 運輸審議会に諮るものとし、その他必要

六 その他国土交通省令で定める事項

3 道路運送利便増進事業を実施しようとする者は、道路運送利便増進実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該道路運送利便増進事業に関する事項が記載されている低炭素まちづくり計画を作成した市町村（次項及び次条において「計画作成市町村」という。）の意見を聽かなければならない。

4 道路運送利便増進事業を実施しようとする者は、道路運送利便増進実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを計画作成市町村に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、道路運送利便増進実施計画の変更について準用する。

（道路運送利便増進実施計画の認定）

第二十九条 道路運送利便増進事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、道路運送利便増進実施計画が都市の低炭素化を促進するために適切なものである旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、計画作成市町村を経由して行わなければならない。この場合において、計画作成市町村は、当該道路運送利便増進実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る道路運送利便増進実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めると認めるときは、その認定をするものとする。

道路運送利便増進実施計画に記載された事

項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 道路運送利便増進実施計画に記載された事項が当該道路運送利便増進事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 道路運送利便増進実施計画に記載された一般乗合旅客自動車運送事業又は特定旅客自動

車運送事業の内容が道路運送法第六条各号（同法第十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十三条第三項各号（同条第五項において読み替えて準用する同法第十五条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を実施しようとする者が同法第七条各号（同法第四十三条第四項において準用する場合を含む。）のいずれにも該当しないこと。

五項において読み替えて準用する同法第十五条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を実施しようとする者が同法第七条各号（同法第四十三条第四項において準用する場合を含む。）のいずれにも該当しないこと。

四 國土交通大臣は、前項の認定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に、

第三十条 道路運送利便増進事業を実施しようとする者がその道路運送利便増進実施計画について前条第三項又は第六項の認定を受けたときは、当該道路運送利便増進実施計画に記載され

た道路運送利便増進事業のうち、道路運送法第四条第一項若しくは第四十三条第一項の許可若しくは同法第十五条第一項（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の認可を受け、又は同法第十五条第三項若しくは第四項（これらの規定を同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

6 第二項の認定を受けた者は、当該認定を受け

た道路運送利便増進実施計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

二 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。

三 國土交通大臣は、第三項の認定を受けた道路運送利便増進実施計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下この項及び第三十一条において「認定道路運送利便増進実施計画」という。）が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定道路運送利便増進実施計画に従つて道路運送利便増進事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

四 第二項の認定及び第六項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（道路運送法の特例）

第三十二条 低炭素まちづくり計画に第七条第三項第三号に定める事項が記載されているときは、当該事項に係る貨物運送共同化事業を実施しようとする者（以下「共同事業者」という。）は、共同して、当該低炭素まちづくり計画に即して貨物運送共同化事業を実施するための計画（以下「貨物運送共同化実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該貨物運送共同化事業を実施するものとする。

（貨物運送共同化事業の実施）

第三十三条 軌道利便増進実施計画に記載された事項が認定された鉄道利便増進事業、認定軌道利便増進実施計画に記載された軌道利便増進事業又は認定道路運送利便増進実施計画に記

第三款 報告の徴収

第三十一条 國土交通大臣は、認定軌道利便増進実施計画に記載された鉄道利便増進事業、認定軌道利便増進実施計画に記載された軌道利便増進事業又は認定道路運送利便増進実施計画に記

載された道路運送利便増進事業を実施する者に對し、それぞれこれらの事業の実施の状況について報告を求めることができる。

（第四節 貨物運送共同化事業）

第三十四条 貨物運送共同化事業の実施

第三十五条 貨物運送共同化事業の実施

第三十六条 貨物運送共同化事業の実施

第三十七条 貨物運送共同化事業の実施

第三十八条 貨物運送共同化事業の実施

第三十九条 貨物運送共同化事業の実施

第四十条 貨物運送共同化事業の実施

第四十一条 貨物運送共同化事業の実施

第四十二条 貨物運送共同化事業の実施

第四十三条 貨物運送共同化事業の実施

第四十四条 貨物運送共同化事業の実施

第四十五条 貨物運送共同化事業の実施

第四十六条 貨物運送共同化事業の実施

第四十七条 貨物運送共同化事業の実施

第四十八条 貨物運送共同化事業の実施

（第五節 貨物運送共同化事業の実施）

七 その他国土交通省令で定める事項
3 共同事業者は、貨物運送共同化実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該貨物運送共同化事業に関する事項が記載されている低炭素まちづくり計画を作成した市町村(次項及び次条において「計画作成市町村」という。)の意見を聴かなければならない。
4 共同事業者は、貨物運送共同化実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを計画作成市町村に送付しなければならない。
5 前一項の規定は、貨物運送共同化実施計画の変更について準用する。
(貨物運送共同化実施計画の認定)
第三十三条 共同事業者は、国土交通大臣に対し、貨物運送共同化実施計画が都市の低炭素化を促進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。
2 前項の規定による認定の申請は、計画作成市町村を経由して行わなければならない。この場合において、計画作成市町村は、当該貨物運送共同化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。
3 國土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る貨物運送共同化実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
一 貨物運送共同化実施計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 貨物運送共同化実施計画に記載された事項が当該貨物運送共同化事業を確実に遂行するため適切なものであること。
三 貨物運送共同化実施計画に記載された事業のうち、第一種貨物利用運送事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物利用運送事業法第六条第一項第一号から第六号まで、第七号及び第七号のいずれにも該当しないこと。
四 貨物運送共同化実施計画に記載された事業のうち、第二種貨物利用運送事業(外国人国際第二種貨物利用運送事業・貨物利用運送事業法第四十五条第一項の許可を受けて行う事業をいう。次項において同じ。)を除く。)に該当するものについては、当該事業を実施する者が同法第二十二条各号のいずれにも該当せず、かつ、その内容が同法第二十三条各号に掲げる基準に適合するものであること。
五 貨物運送共同化実施計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物自動車運送事業法第五条各号のいずれにも該当せず、かつ、その内容が同法第六条第一号から第三号までに掲げる基準に適合するものであること。
4 國土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る貨物運送共同化実施計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであることを認めたときは、その認定を取り消すことができる。

六 第三項の認定を受けた者(次条第二項及び第三十五条第二項において「認定共同事業者」という。)は、当該認定を受けた貨物運送共同化実施計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。
7 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。
8 國土交通大臣は、第三項の認定を受けた貨物運送共同化実施計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定貨物運送共同化実施計画」という。)が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定貨物運送共同化実施計画に従つて貨物運送共同化事業を実施していないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。
9 第三項の認定及び第六項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
(貨物利用運送事業法の特例)

第十一条第一項の変更登録を受け、又は同条第三号に規定する国際貨物運送をいう。)に係る第二種貨物利用運送事業の分野において公正な事業活動が行われ、その健全な発達が確保されるよう配慮するものとする。
二 認定共同事業者たる第一種貨物利用運送事業者(貨物利用運送事業法第二十条の許可を受けた者をいう。)が認定共同事業者たる他の運送事業者と認定貨物運送共同化実施計画に従つて同法第三十四条第一項において準用する同法第十一条の運輸に関する協定を締結したときは、当

該協定につき、あらかじめ、同項において準用する同条の規定による届出をしたものとみなす。認定貨物運送共同化実施計画に従つて同項において準用する同条の運輸に関する協定を変更したときも、同様とする。

(貨物自動車運送事業法の特例)

官 報 (号 外)

第三十六条 共同事業者がその貨物運送共同化実施計画について第三十三条第三項又は第六項の認定を受けたときは、当該貨物運送共同化実施計画に記載された貨物運送共同化事業のうち、

貨物自動車運送事業法第三条の許可若しくは同法第九条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものにつけば、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(報告の微収)

第三十七条 國土交通大臣は、認定貨物運送共同化実施計画に記載された貨物運送共同化事業を実施する者に対し、当該貨物運送共同化事業の実施の状況について報告を求めることができ

(第五節 樹木等管理協定等)

第三十八条 低炭素まちづくり計画に第七条第三項第四号イに掲げる事項が記載されているときは、市町村又は都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構第四十五条第一項第一号に掲げる業務を行うものに限る。)は、当該事項に係る樹木保全推進区域内の保全樹木等基準に該当する樹木又は樹林地等を保全するため、

当該樹木又は樹林地等の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(次項及び第四十三条において「所有者等」という。)

と次に掲げる事項を定めた協定(以下「樹木等管理協定」という。)を締結して、当該樹木又は樹林地等の管理を行うことができる。

一 樹木等管理協定の目的となる樹木(以下「協定樹木」という。)又は樹林地等の区域(以下「協定区域」という。)

二 協定樹木又は協定区域の樹林地等(以下「この条及び第四十三条において「協定樹木等」という。)の管理の方法に関する事項

三 協定樹木等の保全に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあっては、当該施設の整備に関する事項

四 樹木等管理協定の有効期間

五 樹木等管理協定に違反した場合の措置

2 樹木等管理協定については、協定樹木等の所有者等の全員の合意がなければならぬ。

3 樹木等管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一 都市緑地法第四条第一項に規定する基本計画との調和が保たれ、かつ、低炭素まちづくり計画に記載された第七条第二項第二号ニに掲げる事項に適合するものであること。

二 樹木等管理協定の内容が、第三十八条第三項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

(樹木等管理協定の公告等)

第三十九条 市町村又は都道府県知事は、それぞれ樹木等管理協定を締結し又は前条の規定によることをしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該樹木等管理協定の写しをそれぞれ当該市町村又は当該都道府県の事務所に備えて公衆の縦覧に供す

4 第一項の緑地管理機構が樹木等管理協定を締しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の認可を受けなければならない。

(樹木等管理協定の縦覧等)

第三十九条 市町村又は都道府県知事は、それぞれ樹木等管理協定を締結しようとすると、又は前条第四項の樹木等管理協定の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該樹木等管理協定をあつた後は、国土交通省令で定めるところにあつたと見なす。

第四十条 市町村又は都道府県知事は、第三十八条第四項の樹木等管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該樹木等管理協定を認めなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該樹木等管理協定について、市町村又は都道府県知事に意見書を提出することができる。

(樹木等管理協定の認可)

第四十一条 都道府県知事は、第三十八条第四項の樹木等管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該樹木等管理協定を認めなければならない。

2 前項の規定による公告があつた後において当該樹木等管理協定に係る協定樹木等の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例)

第四十二条 第三十八条第一項の緑地管理機構が樹木等管理協定に基づき管理する協定樹木又は協定区域内の樹林地等に存する樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十七年法律第百四十二号)第二十二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」と

あるのは「所有者及び緑地管理機構(都市緑地法(昭和四八年法律第七十二号)第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構をい

う。以下同じ。」)と、同法第六条第一項及び第八条中「所有者」とあるのは「緑地管理機構」と、

同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は

るとともに、協定樹木にあつては協定樹木である旨をその存する場所に、協定区域内の樹林地等にあっては協定区域である旨をその区域内に明示しなければならない。

(樹木等管理協定の変更)

第四十三条 第三十八条第二項から第四項まで及び前三条の規定は、樹木等管理協定において定めた事項の変更について準用する。

(樹木等管理協定の効力)

第四十四条 第三十八条第一項の緑地管理機構が樹木等管理協定に基づき管理する協定樹木又は協定区域内の樹林地等に存する樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十七年法律第百四十二号)第二十二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」と

あるのは「所有者及び緑地管理機構(都市緑地法(昭和四八年法律第七十二号)第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構をい

う。以下同じ。」)と、同法第六条第一項及び第八条中「所有者」とあるのは「緑地管理機構」と、

同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は

緑地管理機構」とする。

(緑地管理機構の業務の特例)

第四十五条 都市緑地法第六十八条第一項の規定

により指定された緑地管理機構(同法第六十九条第一号イに掲げる業務を行つものに限る。)は、同法第六十九条各号に掲げる業務のほか、

次に掲げる業務を行うことができる。

一 樹木等管理協定に基づく樹木又は樹林地等の管理を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の場合においては、都市緑地法第七十条中「又は二(イ)とあるのは、「若しくは二(イ)又は都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第号)第四十五条第一項第一号」とする。

(特定緑地管理機構に係る指定等)

第四十六条 低炭素まちづくり計画に第七条第三項第四号ロに掲げる事項が記載されているときは、当該低炭素まちづくり計画を作成した市町村の長は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財團法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、都市緑地法第六十九条各号に掲げる業務(同条第一号に掲げる業務にあつては、当該市町村の区域内におけるものに限る。)を適正かつ確実に行ふことができると認められるものを、その申請により、特定緑地管理機構として指定することができる。

2 前項の規定により指定された特定緑地管理機構については、都市緑地法第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構とみなして、この法律及び都市緑地法の規定を適用する。この場合において、第三十八条第四項中「都道府県知事」とあるのは「第四十六条第一項の規定による」ことを除く。第三十九条から第四十一条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「当該都道府県の市町村(以下「特定市町村」という。)の長」と、同項中「当該都道府県」とあるのは「当該特定市町村」と、同法第二十四条第五項中「都道府県知事」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第号)第四十六条第一項第一号中「この法律(第十一条の三第一項及び第十二条の九第一項(第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)の規定を除く。)又はこの法律に基づく命令若しくは条例」とあるのは「都市低炭素化法第四十七条第三項又は第五項」と、同項第二号及び第三号並びに同条第一項中「この法律の規定による許可又は承認」とあるのは「都市低炭素化法第四十七条第一項又は第三項の許可」と、同項から同条第四項まで及び同条第六項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者」とあり、並びに同条第三項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者」とあるのは「公共下水道管理者等」と、同条第二項第一号中「公共下水道、流域下水道又は都市下水路」とあるのは「都市低炭素化法第四十七条第一項に規定する公共下水道等(次号及び第三号において「公共下水道等」という。)と、同項第二号及び第三号中「公共下水道、流域下水道又は都市下水路」とあるのは「公共下水道等」と読み替えるものと除く。)を混入してはならない。

第六節 下水道施設からの下水の取水等に係る特例等

第四十七条 低炭素まちづくり計画に記載された(公共下水道等の排水施設からの下水の取水等)第七条第三項第五号イに規定する事業の実施主体は、条例で定めることにより、公共下水道道法第二条第三号に規定する公共下水道又は同一条第四号に規定する流域下水道(同号イに該当

するものに限る。)をいう。以下この条において同じ。の排水施設(これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。)に接続設備(公共下水道等の排水施設と第七条第三項第五号イに規定する設備と接続する設備をいう。第七項において同じ。)を設け、当該接続設備により当該公共下水道等の排水施設から下水を取水し、及び当該公共下水道等の排水施設に当該下水を流入させることができる。

2 公共下水道管理者等は、前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る事項が政令で定める基準を参考して条例で定める技術上の基準に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

3 第一項の許可を受けた者(以下この条において「許可事業者」という。)は、当該許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、公共下水道管理者等の許可を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

4 下水道法第三十三条の規定は、第一項又は前項の許可について準用する。

5 許可事業者は、第一項又は第三項の許可を受けて公共下水道等の排水施設に流入させる下水に当該下水以外の物(第七条第三項第五号イに規定する設備の管理上必要な政令で定めるものを除く。)を混入してはならない。

6 許可事業者については、下水道法第三十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「公共下水道管理者、流域下水道又は都市下水路」とあるのは「公共下水道、流域下水道又は都市下水路」とする。

7 許可事業者が公共下水道等の排水施設に接続設備を設ける場合については、下水道法第二十条又は第二十五条の九の規定は、適用しない。

(都市公園の占用の許可の特例)

第四十八条 第七条第三項第五号口に掲げる事項が記載された低炭素まちづくり計画が同条第七項の規定により公表された日から二年以内に当該低炭素まちづくり計画に基づく都市公園の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請があつた場合には、当該占用が同法第七条の政令で定める技術的基準に適合する限り、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。

(港湾隣接地域内の工事等の許可の特例)

第四十九条 第七条第三項第五号ハに掲げる事項が記載された低炭素まちづくり計画が同条第七項の規定により公表された日から二年以内に当該低炭素まちづくり計画に基づく港湾法第三十七条第一項各号に掲げる行為について同項の許可の申請があつた場合には、当該行為が国土交通省令で定める技術的基準に適合する限り、港湾管理者は、当該許可を与えるものとする。

第七節 都市の低炭素化の促進に関する援助等

(既存の建築物の所有者等への援助)

第五十条 低炭素まちづくり計画に第七条第二項第二号ヘに掲げる事項を記載した市町村は、建築物の低炭素化を促進するため、計画区域内の既存の建築物の所有者又は管理者に対し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする。
(自動車の使用者等への援助)

項第二号トに掲げる事項を記載した市町村は、自動車の計画区域内における運行に伴い発生する二酸化炭素の排出の抑制を促進するため、電気自動車(専ら電気を動力源とする自動車をいう。)に電気を供給するための施設の整備その他環境の整備、自動車の使用者その他の自動車の計画区域内における運行に關係する者に対する情報の提供又は助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都市計画における配慮)

第五十二条 都市計画決定権者(都市計画法第十一条第一項の都道府県若しくは市町村又は同法第八十七条の二第一項の指定都市をいい、同法第二十二条第一項の場合にあっては、同項の国土交通大臣(同法第八十五条の二の規定により同項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長又は北海道開発局長又は市町村をいう。)は、都市計画の見直しへについての検討その他の都市計画についての策定の過程において、低炭素まちづくり計画が円滑に実施されるよう配慮するものとする。

第四章 低炭素建築物の普及の促進のための措置

一 建築物の位置

二 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積

三 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

四 その他国土交通省令で定める事項

(低炭素建築物新築等計画の認定基準等)

第五十三条 市街化区域等内において、建築物の低炭素化に資する建築物の新築又は建築物の低炭素化のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備その他の政令で定める建築設備(以下この項における判断の基準を超える、かつ、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他建築物の低炭素化の促進のために誘導するべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること。

三 前条第二項第三号の資金計画が低炭素化のための建築物の新築等を確實に遂行するため適切なものであること。

四 前条第一項の規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る低炭素建築物新築等計画を建築主事に通知し、当該低炭素建築物新築等計画が建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

五 所管行政庁が、前項の規定による認定をした場合について、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

六 所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第十八条第三項及び第十二項の規定は、速やかに、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画を建築主事に通知しなければならない。

七 所管行政庁が、前項の規定による通知を受けた場合について准用する。

八 所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第一項の認定をした

ときは、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画は、同法第六条第一項の確認済証の交付があつたものとみなす。

6 所管行政庁は、第四項において準用する建築基準法第十八条第十二項の規定による通知書の交付を受けた場合には、第一項の認定をしてはならない。

7 建築基準法第十二条第七項及び第八項並びに第九十三条から第九十三条の三までの規定は、第四項において準用する同法第十八条第三項及び第十二条の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

8 低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者がその低炭素建築物新築等計画について第一項の認定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同法第七十五条第二項から第四項まで又は第七十五条の二第二項の規定は、適用しない。

(低炭素建築物新築等計画の変更)

第五十五条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の認定について準用する。

(報告の微収)

第五十六条 所管行政庁は、認定建築主に対し、第五十四条第一項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画(変更があつたときは、その変更後もの。次条において「認定低炭素建築物新築等計画」という。)に基づく低炭素化のための建築物の新築等(次条及び第五十九条において「低炭素建築物の新築等」という。)の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第五十七条 所管行政庁は、認定建築主が認定低炭素建築物新築等計画に従つて低炭素建築物の新築等を行つていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(低炭素建築物新築等計画の認定の取消し)

第五十八条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

(助言及び指導)

第五十九条 所管行政庁は、認定建築主に対し、低炭素建築物の新築等に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

(低炭素建築物の容積率の特例)

第六十条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七

第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五(第二号イを除く。)、第六十八条の五の二(第二号イを除く。)、第六十八条の五の三第一項(第一号口を除く。)、第六十八条の五の四(第一号口を除く。)、第六十八条の五の五第一項第一号口、第六十八条の五の五第一項第一号口を除く。)、第六十八条の九第一項及び第六项に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。)の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六项に定めるもののほか、低炭素建築物の床面積のうち、第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

第五章 雜則

(権限の委任)

第六十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

(経過措置)

第六十二条 この法律の規定に基づき命令を制定

し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができ

る。

第六章 罰則

第六十三条 第四十七条第六項において読み替えて準用する下水道法第三十八条第一項又は第二項の規定による公共下水道管理者等の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十四条 第三十一条又は第三十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条又は第五十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第十七条第一項の規定による補助を受けた者

認定集約都市開発事業者で、当該補助に係る認定集約都市開発事業により整備される特定建築物についての第十四条の規定による市町村長の命令に違反したもの

三 第十八条第一項又は第三項の規定に違反した者

第六十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

附
則

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月

又は二を「(鉄道事業法の特例)、二に致め、「(鉄道

の側面に關する法律(平成二二四年法律)第二十四号(第二十四条(鉄道事業法の特例)を

三項（鉄道利便増進実施計画の認定）（同条第十七

項において準用する場合を含む。)の規定による

「(軌道法の特例)又は」を「(軌道法の特例)、」に

改め、「第三十三条第一項（軌道法の特例）」の下

二十七条（軌道法の特例）」を加え、「は当該特

計」を二又は都市の側面素化の促進に関する法律

定) (同条第八項において準用する場合を含む。)

該特許」に改め、同表第百二十五号中「又は第三十四条第一項(道路運送法の特例)」を若しくは第三十四条第一項(道路運送法の特例)又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条(道路運送法の特例)」に、「場合における同法」を「場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に、「又は同法」を「若しくは同法」に、「は当該許可又は」を「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十九条第三項(道路運送利便増進実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可又は、「同法第二十三条第一項」を「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第三十条第一項」に改め、「当該事業計画の変更の認可と」の下に「都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条の規定により特定旅客自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第二十九条第三項の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可と」を加え、「貨物自動車運送事業法の特例」又は「(貨物自動車運送事業法の特例)」に改め、「流通機能向上事業に係る許認可等の特例」の下に「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十六条(貨物自動車運送事業法の特例)」を加え、「資源生産性革新計画の変更の認定又は」を「資源生産性革新計画の変更の認定」に、「は当該許可と」を「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項(貨物運送共同化実施計画の認定)(同条第七項において準

の改正規定中「流通機能向上事業に係る許認可等の特例」とあるのは「第二十二条の二第一項若しくは第二項(貨物利用運送事業法の特例)」と、「第四十六条第一項の規定」を「第四十六条第一項」とあるのは「第二十二条の三第一項若しくは第二項(貨物利用運送事業法の特例)」の規定を「第二十二条の三第一項若しくは第二項(貨物利用運送事業法の特例)」とする。

2 前項の場合において、福島復興再生特別措置法附則第七条のうち、登録免許税法別表第一第百二十五号の改正規定中「第二項」とあるのは「第三十六条」と、「総合効率化計画の認定又は」を「総合効率化計画」とあるのは「資源生産性革新計画の変更」と、「は当該許可」とあるのは「は当該許可とみなす」と、同表第百三十九号の改正規定中「第二十二条の二第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十四条第一項」と、「第二十二条の三第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十五条第一項」とする。

(国土交通省設置法の一部改正)

第五条 国土交通省設置法(平成十一年法律第七百号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「(平成十九年法律第五十九号)」の下に「都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第 号)」を加える。

理由

官 報 (号 外)

ものであることに鑑み、都市の低炭素化を図るために、国土交通大臣、環境大臣及び経済産業大臣による基本方針の策定、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置並びに低炭素建築物の普及の促進のための措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

都市の低炭素化の促進に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

都市の低炭素化の促進に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

3 市町村は、低炭素まちづくり計画の作成に
できる。

2 市町村は、単独で又は共同して、基本方針
に基づき、市街化区域等のうち都市の低炭素
化の促進に関する施策を総合的に推進するこ
とが効果的であると認められる区域につい
て、低炭素まちづくり計画を作成することが
できる。

1 國土交通大臣、環境大臣及び経済産業大臣
は、都市の低炭素化の促進に関する基本的な
方針（以下「基本方針」という。）を定めなけれ
ばならないこと。

4 集約都市開発事業計画(病院、共同住宅その他他の多數の者が利用する建築物の整備等に関する事業であつて都市機能の集約を図るためにの拠点の形成に資するものに関する計画)を市町村長が認定する制度を創設し、所要の支援措置を講ずること。

5 低炭素まちづくり計画に記載された駐車機能集約区域内において建築物の新築等を行おうとする者に対し、条例で、集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨等を定めることができる。

6 低炭素まちづくり計画に記載された鉄道利便増進事業等を実施しようとする者は、当該事業を実施するための計画を作成し、これに基づき当該事業を実施することとするとともに、当該計画について国土交通大臣の認定を受けた場合には、鉄道事業法等による許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとなすこと。

7 市町村又は緑地管理機構は、低炭素まちづくり計画に記載された樹木保全推進区域内の一定の樹木等の所有者等と樹木等管理協定を締結し、その管理を行うことができる。

8 低炭素まちづくり計画に記載された下水熱利用のための設備を有する熱供給施設の整備等に関する事業の実施主体は、公共下水道管理者等の許可を受けて、公共下水道等の排水施設からの下水の取水等をすることができる。

9 市街化区域等内において、低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者が成する低炭素建築物新築等計画を所管行政庁が認定する制度を創設し、所要の支援措置を講ずること。

二 議案の可決理由

社会経済活動その他の活動に伴つて発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものであることに鑑み、都市の低炭素化を図るため、国土交通大臣、環境大臣及び経済産業大臣による基本方針の策定、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置並びに低炭素建築物の普及の促進のための措置について定めようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十四年七月二十七日

衆議院議長 横路 孝弘殿

国土交通委員長 伴野 豊

災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十四年二月十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

に改め、同項第四号中「第十三条」を「第十六条」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第二項中「第十六条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同条を第二十三条とする。

第十九条中「第十三条」を「第十六条」に改め、同条を第二十二条とし、第十八条を第二十一条とす。

第十七条第一項中「第十四条第一項第四号」を「第十七条第一項第四号」に改め、同条第二項中「第十四条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同条第三項中「第十四条第一項第一号」を「第七条第一項第一号」に改め、同条を第二十条とす。

第十六条第一項中「第十四条第一項」を「第十

七条第一項」に改め、同項第三号及び第四号中「第二十条第一項又は第二十二条第一項」を「第二十三条第一項又は第二十四条第一項」に改め、同項第五号中「第二十条第一項」を「第二十

三条第一項」に改め、同条を第十九条とし、第十五条规定を第十八条とする。

第十四条第二項中「第十六条第一項各号」を「第十九条第一項各号」に改め、同条を第十七条とし、第十三条を第十六条とする。

第三章 災害時石油供給連携計画の届出等
(災害時石油供給連携計画の届出等)

第十二条の次に次の二章を加える。

第三章 災害時石油供給連携計画の届出等
(災害時石油供給連携計画の届出等)

第十三条 経済産業大臣は、我が国における災害の発生により特定の地域への石油(石油ガスを除く。以下この条において同じ。)の供給

が不足する事態が生じた場合において当該地域において石油精製業、石油販売業又は石油輸入業を行つてある石油精製業者等が石油の貯蔵施設の共同利用その他当該石油精製業者等相互間の連携により当該地域への石油の安

定的な供給の確保を図ることが適当であると認められる地域として全国の区域を分けて経済産業省令で定める地域ごとに、石油精製業者等のうち、当該地域内においてその設置している石油の貯蔵施設の共同利用のための当該石油精製業者等相互間の連携に関する計画(以下「災害時石油供給連携計画」という。)を作成し、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

第十七条石油供給連携計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該特定石油精製業者等相互の連絡に関する事項

二 当該特定石油精製業者等による石油の貯蔵施設の共同利用に関する事項

三 当該特定石油精製業者等による石油の輸送に係る協力に関する事項

四 その他経済産業省令で定める事項

五 災害時石油供給連携計画における指定をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

一 当該指定を受けた特定石油精製業者等による石油の貯蔵施設の共同利用に関する要件に該当することを特定石油精製業者等として指定するものとす。

二 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

三 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

四 経済産業大臣は、当該指定を受けた特定石油精製業者等による石油の貯蔵施設の共同利用に関する要件に該当することを特定石油精製業者等として指定するものとす。

五 経済産業大臣は、当該指定を受けた特定石油精製業者等による石油の貯蔵施設の共同利用に関する要件に該当することを特定石油精製業者等として指定するものとす。

六 経済産業大臣は、当該指定を受けた特定石油精製業者等による石油の貯蔵施設の共同利用に関する要件に該当することを特定石油精製業者等として指定するものとす。

七 経済産業大臣は、当該指定を受けた特定石油精製業者等による石油の貯蔵施設の共同利用に関する要件に該当することを特定石油精製業者等として指定するものとす。

八 経済産業大臣は、当該指定を受けた特定石油精製業者等による石油の貯蔵施設の共同利用に関する要件に該当することを特定石油精製業者等として指定するものとす。

九 経済産業大臣は、第六項又は第七項の規定による勧告を受けた特定石油精製業者等が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

三 石油を使用する者又は関連事業者の利益が、不正に害するおそれがある場合において当該地域への石油の安定的な供給を確保するための当該特定石油精製業者等相互間の連携に関する計画(以下「災害時石油供給連携計画」という。)を作成し、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

四 経済産業大臣は、当該特定石油精製業者等による石油の貯蔵施設の共同利用に関する要件に該当することを特定石油精製業者等として指定するものとす。

五 絏済産業大臣は、当該特定石油精製業者等による石油の貯蔵施設の共同利用に関する要件に該当することを特定石油精製業者等として指定するものとす。

六 経済産業大臣は、当該特定石油精製業者等による石油の貯蔵施設の共同利用に関する要件に該当することを特定石油精製業者等として指定するものとす。

七 経済産業大臣は、当該特定石油精製業者等による石油の貯蔵施設の共同利用に関する要件に該当することを特定石油精製業者等として指定するものとす。

八 経済産業大臣は、当該特定石油精製業者等による石油の貯蔵施設の共同利用に関する要件に該当することを特定石油精製業者等として指定するものとす。

九 経済産業大臣は、当該特定石油精製業者等による石油の貯蔵施設の共同利用に関する要件に該当することを特定石油精製業者等として指定するものとす。

足する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合において当該地域への石油の安定的な供給を確保するための当該特定石油精製業者等相互間の連携に関する計画(以下「災害時石油供給連携計画」という。)を作成し、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

三 石油を使用する者又は関連事業者の利益が、不正に害するおそれがある場合において当該地域への石油の安定的な供給を確保するための当該特定石油精製業者等相互間の連携に関する計画(以下「災害時石油供給連携計画」という。)を作成し、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

二 その届け出をした特定石油精製業者等のうち特定の者について不适当に差別的でないこと。

三 石油を使用する者又は関連事業者の利益が、不正に害するおそれがある場合において当該地域への石油の安定的な供給を確保するための当該特定石油精製業者等相互間の連携に関する計画(以下「災害時石油供給連携計画」という。)を作成し、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

四 その届け出をした特定石油精製業者等のうち特定の者について不适当に差別的でないこと。

五 経済産業大臣は、当該特定石油精製業者等による石油の貯蔵施設の共同利用に関する要件に該当することを特定石油精製業者等として指定するものとす。

六 経済産業大臣は、当該特定石油精製業者等による石油の貯蔵施設の共同利用に関する要件に該当することを特定石油精製業者等として指定するものとす。

七 経済産業大臣は、当該特定石油精製業者等による石油の貯蔵施設の共同利用に関する要件に該当することを特定石油精製業者等として指定するものとす。

八 経済産業大臣は、当該特定石油精製業者等による石油の貯蔵施設の共同利用に関する要件に該当することを特定石油精製業者等として指定するものとす。

九 経済産業大臣は、当該特定石油精製業者等による石油の貯蔵施設の共同利用に関する要件に該当することを特定石油精製業者等として指定するものとす。

業者等として指定するものとする

2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、次に掲げる事項を告示するもの

۱۷۸

二 当該指定を受けた特定石油ガス輸入業者

等の商号、名称又は氏名、住所及び主たる

事務所の所在地
経営産業大臣は、第二十二条第二項又は第三

二十八条第二項の規定による変更の届出（前

項第二号に掲げる事項に係るものに限る。)が
る。二二五は、右表並びに二三〇、事項二号六一

お二がときは、三説變更に俟る事功を告示するものとする。

4 同一の第一項の経済産業省令で定める地域

について同項の規定による指定を受けた特定石油ガス輸入業者等は、共同して、経済産業

省令で定めるところにより、我が国における

災害の発生により特定の地域への石油ガスの供給が不逓て事態が三段、又は三段から二

供給が不足する事態が生じる場合がある場合において当該地域への石油ガス

の安定的な供給を確保するための当該特定石

沿岸又輸入業者等相互間の連携に関する言

う。）を作成し、経済産業大臣に届け出なけれ

ばならない。これを変更したときも同様とす
る。

5 災害時石油ガス供給連携計画においては、

次に掲げる事項を定めるものとする。
一 当該特定石油ガス輸入業者等相互の連絡
に関する事項

二、当該特定石油ガス輸入業者等による石油

三 当該特定石油ガス輸入業者等による石油ガスの輸送に係る協力に関する事項

四 その他経済産業省令で定める事項

6 前条第六項から第九項までの規定は、特定石油ガス輸入業者等に準用する。この場合において、同条第七項及び第八項中「災害時石油ガス供給連携計画」とあるのは「災害時石油ガス供給連携計画」と、同条第七項第一号及び第三号中「石油」とあるのは「石油ガス」と読み替えるものとする。

(公正取引委員会との関係)

第十五条 経済産業大臣は、第十三条第四項又は前条第四項の規定による届出を受理したときは、その届出に係る災害時石油供給連携計画又は災害時石油ガス供給連携計画の写しを公正取引委員会に送付するものとする。

2 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、前項の規定による送付を受けた災害時石油供給連携計画又は災害時石油ガス供給連携計画について意見を述べるものとする。

(石油需給適正化法の一部改正)

第二条 石油需給適正化法(昭和四十八年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「場合」の下に「及び我が国における災害の発生により国内の石油の大幅な供給不足が生ずる場合」を加える。

不足する」に改め、「あるため」の下に「又は我が国における災害の発生により国内の石油の供給が大幅に不足し、若しくは不足するおそれがあるため」を加える。

地熱の探査に係る技術に関する指導及び當該技術の実証」を加え、同項第六号中「石油等及び」の下に「石炭の探鉱、地熱の探査並びに」を、「調査」の下に「石炭の探鉱に係る調査にあつて

構法の一部改正)
第三条 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機
源機構法(平成十四年法律第九十四号)の一部を
次のように改正する。

「海外」を「海外」に、「二百メートル以上の政令で定める水深の海域において行われるものに限りる」を「海域において行われる国民経済上重要なものであつて国及び機構以外の者が行うことが困難なものとして経済産業省令で定めるものに限り、地熱の探査に係る調査にあつては熱源の状況の調査を含む」に改め、同項第七号中「海外における金属鉱物の探鉱」を「海外における石炭の探鉱に必要な地質構造の調査その他の石炭資源の開発に必要な調査、本邦における地熱の探査に必要な地質構造の調査(熱源の状況の調査を含む)及び海外における金属鉱物の探鉱」に改め、同項第八号中「おける」の下に「石炭資源の開発、本邦における地熱資源の開発及び海外における」を加え、同項第十号中「国家備蓄石油(同条石油)を削り、「昭和五十年法律第九十六号」の下に。」以下「備蓄法」という。」を加え、「国家備蓄施設をいう。以下同じ」を「国家備蓄石油(同条石油)を削り、「昭和五十年法律第九十六号」の下に規定する国家備蓄施設(以下「国家備蓄施設」という)に規定する指定石油製品を除くに、「國家備蓄施設(同法第三十一条に規定する国家備蓄施設をいう。以下同じ)を備蓄法第二十九条に規定する国家備蓄施設(以下「国家備蓄施設」という)に改め、同項第十二号中に「限り、」の下に「備蓄法第一条第十項に規定する」を加え、同項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十号までを「一号ずつ繰り

上げ、同条第二項中「金属鉱業等鉱害対策特別措置法第三十条第一項の規定による鉱害防止業務」を「次の業務」に改め、同項に次の各号を加える。

備蓄法第三十四条の規定による援助を行うこと。

第一項の規定による鉱害防止業務を行うこと。

讓受け資金に係るものに限り、前号に掲げるものを除くに、「第六号」を「第八号」、「同項第七号、第八号」を「同項第九号」に、「第十五号、第十八号及び第十九号」を「第十七号及び第十八号」に、「並びに同条第一項」を「同条第二項第二号に掲げる業務並びに同条第三項」に改め、同条第四号中「前条第一項第十六号」を「前条第一項第十五号」に改め、同条第五号中「前条第一項第十七号」を「前条第一項第十六号」に改め、

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する
同条の次に次の二条を加える。

第十二条の二 補助金等に係る予算の執行の適

正に(は)関する法律(時和三一年法律第百一十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十一条第一項第七号の規定により機構が交付する助成金

(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の理事長、二、同法第二条第一項文が第二条の規定によるもの

項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の事業年度」と読み替えるものとする。

第十三条第一項中「前条第一号」を「第十二条第一号」に改め、「この項及び第七項において」

を削り、同条第四項中「前条第四号」を「第十二条第四号」に改める。

第十九條第一項中「第十一條第一項第

改正する法律案及
第一項の規定により機構の業務が行われる
は、その他の經理と区分し、特別の勘定(以下「石炭経過勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

場合には、第二十五条第二号中「第十一条第

一項から第三項までに規定する業務」とあるのは「第十一」条第一項から第三項までに規定

川端康成の「死の美学」

則第五条の次に次の二条を加える。

ら第三項まで並びに附則第四条第一項及び第二項並びに前条第一項に規定する業務のほ

か、石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十二年法律)

第十六号。以下「整備法」という。)附則第三条

第一項の規定によりなほ従前の例によることとされる場合又は同条第二項の規定によりな

その効力を有することとされる場合における整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱

業構造調整臨時措置法（昭和三十年法律第百五十二号）。人、「日暮吉周答去二二九。」第二

五十六号 以下「旧構造調整法」という) 第二十五条第一項に規定する業務並びに整備法附

則第五条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における

整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱害

賠償等臨時措置法（昭和三十八年法律第九十号。以下「旧賠償法」という。）第十二条第一

項に規定する業務(以下「石炭経過業務」とい
う。)を行つてござります。

2 機構は、石炭経過業務に係る經理について

5 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず

官 報 (号 外)

当該業務を行うことができる。

6
第四項の規定により業務の委託を受けた金融機関又は政令で定める法人(以下この条において「受託金融機関等」という。)の役員及び職員であつて当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

を行つた後、経済産業大臣が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額のうち、石炭経過業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

一 通則法第四十四条第一項の規定による積立金がある場合 整備法附則第三条第二項

3 機構は、第一項の規定により納付金を納付したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額により、それぞれ資本金を減少するものとする。

一 第一項第一号に掲げる場合 納付金の納付額から同号の積立金の額に相当する金額を差し引いた金額

二 第一項第二号に掲げる場合 納付金の納付額に同号の繰越欠損金の額に相当する金

十一條第二項第二号に掲げる業務に係る部分に限る。)に限る。)、機構法附則第五条第二項の改正規定並びに次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第七条から第九条まで、第十六条、第二十一条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第二十二条及び第二十三条(特別会計に関する法律(平成十九年法律第十三号)第八十五条第二項第一号ロの改正規定及び同項第二号への改正規定(第三十四条第一項)を第四十二条第一項)に改める部分に限る。)並びに次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条(機構法第五条の改正規定(災害時

おける石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第号)附

則第六条第二項に係る部分に限る。」、機構法附則第六条の改正規定及び同条を機構法附則第八条として、機構法附則第五条の次に三条を

第十八条(に
加える改正規定に限る。)の規定並びに附則第
十二条、第十八条から第二十条まで、第二十

一条（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第二百四十五号。附則第五条において「開発機構法」とい

う。)附則第十二条及び第十三条の改正規定に
限る。)及び第二十三条(特別会計に関する法
律付則第十五条の改正規定)の規定

（石油販売業の届出に関する経過措置）
（有附則第十五条の改正規定に附する）の規定
平成二十五年四月一日

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定に

第七条 機構は、石炭経過勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理

官 報 (号 外)

資産の価額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「附則第一条第二号」とあるのは、「附則第一条第三号」と読み替

第七条 第三条の規定による改正後の機構法第十二条の規定（幾善去第十一條第一項第九号こ闇

る。機構法第十一項第九号に掲げる業務又は同条第三項の業務に係る経理の区分について適用し、同年九月三十日以前に行われる同条第一項第九号に掲げる業務又は同条第三項の業務に係る経理の区分については、なお從前の例によ

(非課稅)

第八条 附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により機構が権利の承継をする場合における当該承継に伴う登記については、それぞれ当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により機構が権利の承継をする場合における当該承継に係る不動産の取得に対しては、不動産取扱税を課することができない。

(罰則の経過措置)

第九条 この法律・附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあつては、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

第十条 附則第二条から前条まで、第十九条、第二十条及び第二十二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

八十一号の一部を次のように改正する。
別表第一の八十九の項中「第十三条」を「第六条」に、「第十七条第三項」を「第二十条第三項」に改める。

条第七項中「廃止日前に旧復旧法」を「第二条の規定の施行の日(以下「廃止日」という。)前に同条の規定による廃止前の臨時石炭鉱害復旧法(以下「旧復旧法」という。)に改め、「(以下この項において「鉱業権者等」という。)及び「並びに

第一回 政府の新備蓄法の施行による貯蓄と貯蓄した場合において、新備蓄法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新備蓄法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(土地収用法の一部改正)
第十二条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「独立行政法人新工ネル

ギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人

石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改める。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正)

第十三条 国有資産等所在市町村交付金法(昭和

三十一年法律第八十二号)の一部を次のようた

改正する。

第二條第一項第六號中「第三十一条」至「第二

第二卷第一回第五回口第二卷第一回卷第二

十九條は改める

(登録免許税法の一部改正)

第十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三

十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第九十八号中「第十三条」を「第十六

「条」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十五条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第

卷之三

平成二十四年七月三十一日 衆議院会議録第三十二号

災害時における同報告書

部分に限る。)の規定」及び「廃止日前に機構が貸付けを行つた旧構造調整法第三十六条の八第五号に係る部分に規定する資金に係る貸付金の償還に

第十二号に規定する資金に係る貸付金の償還に

二十三並びに同条第四項において準用する旧構造調整法第三十六条の六及び第三十六条の八から第三十六条の十一まで並びに第五十三条(旧構造調整法第三十六条の二十三第四項において準用する旧構造調整法第三十六条の八第五号に係る部分に限る。)の規定、廃止日前に機構が貸付けを行つた旧構造調整法第二十五条第一項第十三号、第二十六条第二項第十三号、第三十六条の二十四並びに同条第四項において準用する旧構造調整法第三十六条の六及び第三十六条の八から第三十六条の十一まで並びに第五十三条(旧構造調整法第三十六条の二十四第四項において準用する旧構造調整法第三十六条の八第五号に係る部分に限る。)の規定、廃止日前に機構が貸付けを行つた旧構造調整法第二十五条第一項第十六号の二に規定する資金に係る貸付金の償還に

六条の二十八並びに同条第四項において準用する旧構造調整法第三十六条の八、第三十六条の九及び第三十六条の十一並びに第五十三条(旧構造調整法第三十六条の二十八第四項において準用する旧構造調整法第三十六条の八第五号に

係る部分に限る。)の規定を削り、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に、「第三十六条の十一、第三十六条の十三第一項及び第二項、第三十六条の十五第一項及び第三十六条の十六第一項、第三十六条の十七、第三十六条の十八、第三十六条の十九第一項及び第二項並びに第三十六条の二十」を「及び第十三条の十一」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項から第十一項までを削る。

附則第五条第一項中「に旧賠償法」を「に同条の規定による廃止前の石炭鉱害賠償等臨時措置法(以下「旧賠償法」という。)」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から第七項までを削り、同条第八項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改め、同項を同条第三項とし、同条第九項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改め、「鉱業法」の下に「(昭和二十五年法律第二百八十九号)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第十項中「この条の規定によりなお從前の例によることとされる場合又は」を削り、同項を同条第五項とし、同条第十一項を同条第六項とする。

(石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「旧整備法」という。)附則第二条の規定によりなお從前の例によることとされる場合又はなおその効力を有することとされる場合における旧整備法第二条の規定による廃止前の臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第一百九十五号。以下「旧復旧法」という。)の規定によつてした処分及び旧復旧法第五十二条の受益者、復旧工事の施工者又は関係人が旧復旧法の規定によつてした手続その他の行為については、旧復旧法第三条の規定は、なおその効力を有する。

第二十条 附則第十八条の規定の施行前に旧整備法附則第三条又は第五条の規定によりなお從前の例によることとされ、又はなおその効力を有することとされる旧整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号。以下「旧暗償法」という。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、附則第十八条の規定による改正後の石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三条又は第五条の規定による改訂前の例によることとされ、又はなおその効力を有することとされる旧構造調整法又は旧賠償法中の相当する規定によりした処分、手

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正)

第三十二条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第六号イ中「次号□に掲げるものを除く。」を削り、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第十六条第一項及び第四項中「前条第一項第十四号」を「前条第一項第十三号」に改める。

第十七条第一号中「、第七号」を削り、「第十二号から第十四号まで」を「第十一号から第十三号まで」に改め、同条第二号中「第十二号及び第十三号」を「第十一号及び第十二号」に改め、同条第三号中「第十五条第一項第十二号」を「第十五条第一項第十一号」に改める。

第十八条中「第七号イ、第十一号」を「第十号」に、「第十三号」を「第十二号」に改める。

附則第九条第六項中「前条第一項第十四号」を「前条第一項第十三号」に改める。

附則第十二条及び第十三条を次のように改める。

第十二条及び第十三条 削除

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 前条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の規定によりした処分、手続その他の行為は、第三条の規定による改正後の機構法中の相当する。

一
部を改正する法律案

四八

官 報 (号 外)

規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二十三条 特別会計に関する法律の一部を次の

ように改正する。

第八十五条第二項第一号口中「第三十一条」を

「第二十九条」に改め、同項第二号二を削り、同

号亦中「第十一條第一項第十二号」を「第十一條

第一項第五号の規定に基づき行う事業(石炭に

係るものに限る)及び同項第十二号に改め、

同号亦を同号二とし、同号へ中「第三十四条第

一項」を「第四十二条第一項」に改め、同号中へ

を亦とし、トをへとし、チをトとし、同条第三

項第一号中二をへとし、ハを亦とし、同号口中

「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開

発機構法」の下に「平成十四年法律第百四十五

号」を加え、同号中口をハとし、ハの次に次の

よう加える。

二 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物

資源機構法第十一条第一項第七号の規定

に基づき行う事業(地熱に係るものに限
る)に係る補助

第八十五条第三項第一号イの次に次のように
加える。

口 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物

資源機構に対する交付金の交付

第八十八条第一項第二号二中「チまで」を「ト
まで」に、「ヘ及びト」を「ト及びチ」に改め、同

号中ヨをタとし、トからカまでをチからヨまで

とし、同号へ中「第八十五条第三項第一号口か
ら二まで」を「第八十五条第三項第一号ハからヘ

まで」に改め、同号中へをトとし、ホの次に次
のように加える。

へ 第八十五条第三項第一号口の交付金

附則第十三條中「第八十八条第一項第二号ト」
を「第八十八条第一項第二号チ」に改める。

附則第十四條中「第八十八条第一項第二号ル
及びワ」を「第八十八条第一項第二号ヲ及びカ」
に、「第八十八条第一項第二号ル」を「第八
十八条第一項第二号ヲ」に、「同号ワ」を「同号
力」に改める。

附則第十五條中「独立行政法人新エネル
ギー・産業技術総合開発機構が」を

「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物
資源機構附則第六条第一項」に、「独立行政法
人新エネルギー・産業技術総合開発機構が」を

「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源
機構が」に、「附則第十三條第二項」を「附則第七条
第一項」に改める。

二 議案の目的及び要旨

本案は、東日本大震災の被災により被災地等
への石油の供給が不足した事態等を踏まえ、石
油を始めとしたエネルギーの安定供給を図るた
め、災害時の石油供給体制を強化するととも
に、資源獲得体制を整備するための措置を講じ
る必要があることから、石油の備蓄の確保等に
関する法律、石油需給適正化法及び独立行政法
人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法を改正し
ようとするものであり、その主な内容は次のと
おりである。

1 災害時の石油の供給に関する体制の構築
(一) 海外からの石油の供給不足時だけでは
なく、災害による国内の特定の地域への石油
の供給不足時にも備蓄石油を放出できるよ
う、受動要件を見直すこと。

(二) 災害時に直ちに被災者等への石油の供給
が行われるよう、石油会社に対して、共同
で、地域ごとに、災害時の石油の供給に関
する計画を作成させ、災害時に
は経済産業大臣の判断により、その実施を
勧告できるようにすること。

(三) 石油製品の国家備蓄を拡充していくこと
に併せ、国家備蓄石油のうち石油製品につ
いては、その管理を民間石油会社に委託で
きるようにすること。

二 議案の可決理由

本案は、石油を始めとしたエネルギーの安定
供給を図るため、災害時の石油供給体制を強化
するとともに、資源獲得体制を整備するための
措置として妥当なものと認め、これを可決すべ
きものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成二十四年度工エネルギー対策特別会計にお
いて、九十九億円が計上されているほか、財政
投融資特別会計投資勘定において、九百一十七
億円が計上されている。

右報告する。

平成二十四年七月二十七日

衆議院議長 横路 孝弘殿 中山 義活

石油販売業者に対して、そのガソリンスタ
ンドの給油に係る設備の状況についての届
出義務を追加すること。

合開発機構の石炭資源開発業務、地熱資源
開発業務等を独立行政法人石油天然ガス・
金属鉱物資源機構に移管し、出資業務等の
支援機能を整備すること。

2 資源開発に係る支援機能の集約化

(一) 独立行政法人新エネルギー・産業技術總

合開發機構の石炭資源開發業務、地熱資源
開發業務等を独立行政法人石油天然ガス・
金属鉱物資源機構に移管し、出資業務等の
支援機能を整備すること。

3 施行期日

この法律は、一部を除いて、公布の日から
起算して六月を超えない範囲内において政令
で定める日から施行すること。

(二) 財政投融資特別会計の投資勘定の資金
を、天然ガス等の資源開発への出資等の業
務に対し活用ができるよう、經
理の区分を見直すこと。

(三) 施行期日

この法律は、一部を除いて、公布の日から
起算して六月を超えない範囲内において政令
で定める日から施行すること。

(四) 資源開発に係る支援機能の集約化

合開發機構の石炭資源開發業務、地熱資源
開發業務等を独立行政法人石油天然ガス・
金属鉱物資源機構に移管し、出資業務等の
支援機能を整備すること。

(五) 石油販売業者に対するガソリンスタ
ンドの給油に係る設備の状況についての届
出義務を追加すること。

合開發機構の石炭資源開發業務、地熱資源
開發業務等を独立行政法人石油天然ガス・
金属鉱物資源機構に移管し、出資業務等の
支援機能を整備すること。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十四年一月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

裁判所職員定員法の一部を改正する法律
裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三
号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、八二七人」を「一、八五七人」
に改める。

第二条中「二万二千八十九人」を「二万二千五十
九人」に改める。

附 則

この法律は、平成二十四年四月一日又はこの法
律の公布の日のいずれか遅い日から施行す
ること。

三 本案施行に要する経費

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理
を図るため、判事の員数を増加するとともに、裁
判所の事務を合理化し、効率化することに伴い、
裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要
がある。これが、この法律案を提出する理由であ
る。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案

（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ
迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する
とともに、裁判所の事務を合理化し、効率化す
ることに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員
数を減少しようと/orするもの

国会に提出する。

平成二十四年三月九日

内閣総理大臣 野田 佳彦

数を減少しようとするもので、その内容は次の
とおりである。

1 判事の員数を三十人增加すること。

2 裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十人
減少すること。3 この法律は、平成二十四年四月一日又はこの
法律の公布の日のいずれか遅い日から施行す
ること。

二 議案の可決理由

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ
迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する
とともに、裁判所の事務を合理化し、効率化す
ることに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員
数を減少するもので、その措置は妥当なものと
認め、これを可決すべきものと議決した次第で
ある。

三 本案施行に要する経費

平成二十四年度裁判所関係予算に、約二億五
千七十五万円減額した額が計上されている。
右報告する。

平成二十四年七月三十一日

衆議院議長 横路 孝弘殿

法務委員長 鈴呂 吉雄

第一条 この法律において「小型電子機器等」と
は、一般消費者が通常生活の用に供する電子機
器その他の電気機械器具(特定家庭用機器再商
品化法(平成十年法律第九十七号)第二条第四項
に規定する特定家庭用機器を除く。)であつて、
次の各号のいずれにも該当するものとして政令
で定めるものをいう。

一 当該電気機械器具が廃棄物(廃棄物の処理
及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第
百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第
二条第一項に規定する廃棄物をいう。次号及
び第十条第三項第一号において同じ。)となつ
た場合において、その効率的な収集及び運搬
が可能であると認められるもの

二 当該電気機械器具が廃棄物となつた場合に
おけるその再資源化が廃棄物の適正な処理及
び資源の有効な利用を図る上で特に必要なも
のうち、当該再資源化に係る経済性の面に
おける制約が著しくないと認められるもの
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に
関する法律

(目的)

第一条 この法律は、使用済小型電子機器等に利
用されている金属その他の有用なものの相当部
分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、
使用済小型電子機器等の再資源化を促進するた
めの措置を講ずることにより、廃棄物の適正な
処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もつ
て生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に
寄与することを目的とする。

(基本方針)

第三条 主務大臣は、使用済小型電子機器等の再
資源化を総合的かつ計画的に推進するため、使
用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する
基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるも
のとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定め
るものとする。

一 使用済小型電子機器等の再資源化の促進の
基本的方向

二 使用済小型電子機器等の再資源化を実施す
べき量に関する目標

三 使用済小型電子機器等の再資源化の促進の
ための措置に関する事項

四 環境の保全に資するものとしての使用済小
型電子機器等の再資源化の促進の意義に関する
知識の普及に係る事項

五 前各号に掲げるもののほか、使用済小型電
子機器等の再資源化の促進に関する重要な事項

六 個人情報の保護その他の使用済小型電子機
器等の再資源化の促進に際し配慮すべき重要
事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変
更したときは、遅滞なく、これを公表しなけれ
ばならない。

(国の責務)

第四条 国は、使用済小型電子機器等を分別して収集し、その再資源化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講するよう努めなければならない。

2 国は、使用済小型電子機器等に関する情報の収集、整理及び活用、使用済小型電子機器等の再資源化に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国は、教育活動、広報活動等を通じて、使用済小型電子機器等の収集及び運搬並びに再資源化に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 市町村は、その区域内における使用済小型電子機器等を分別して収集するために必要な措置を講ずるとともに、その収集した使用済小型電子機器等を第十条第三項の認定を受けた者

その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

3 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(消費者の責務)

第六条 消費者は、使用済小型電子機器等を排出する場合にあつては、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、市町村その他使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた使用済小型電子機器等を排出する場合にあつては、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、第十条第三項の認定を受けた者その他使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。

(小売業者の責務)

第八条 小型電子機器等の小売販売を業として行なう者は、消費者による使用済小型電子機器等の適正な排出を確保するために協力するよう努めなければならない。

(製造業者の責務)

第九条 小型電子機器等の製造を業として行なうは、小型電子機器等の設計及びその部品又は原

材料の種類を工夫することにより使用済小型電子機器等の再資源化を要する費用を低減するとともに、使用済小型電子機器等の再資源化により得られた物を利用するよう努めなければならない。

(再資源化事業計画の認定)

第十条 使用済小型電子機器等の再資源化のための使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分を行なう者及びその者が行う収集、運搬又は

(再生を含む。以下同じ。)の事業(以下「再資源化事業」という。)を行おうとする者(当該収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該再資源化事業を行おうとする者を含む。)

は、主務省令で定めるところにより、使用済小型電子機器等の再資源化事業計画(以下この条及び次条第四項第一号において「再資源化事業計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 申請者が法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準する者をいい、相談役、顧問

その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準する者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項第四号において同じ。)の氏名及び政令で定める使用者があるときは、その者の氏名

三 申請者が個人である場合において、政令で定める使用者があるときは、その者の氏名

四 使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域

五 再資源化事業の内容

六 使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行なう者及びその者が行う収集、運搬又は

七 使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設

八 使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備

九 使用済小型電子機器等の再資源化に関する研究開発を行おうとする場合にあつては、その内容

十 その他主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る再資源化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 再資源化事業の内容が、基本方針に照らし適切なものであり、かつ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保に資するもの

として主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 前項第四号に掲げる区域が、広域にわたる使用済小型電子機器等の収集に資するものとして主務省令で定める基準に適合すること。

三 申請者及び前項第六号に規定する者の能力並びに同項第七号に掲げる施設及び同項第八号に規定する施設が、再資源化事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合すること。

四 申請者及び前項第六号に規定する者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 廃棄物処理法第十四条第五項第二号イ又はロのいずれかに該当する者

ロ この法律の規定に違反し、罰金の刑に処

平成二十四年七月三十日 衆議院会議録第三十一号 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案及び同報告書

五一

六項まで及び第十四条の三の規定（これらに規定に係る罰則を含む。）の適用については、
一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

6 前二項に規定する者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

7 一般廃棄物処理基準（廃棄物処理法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準をいう。）に適合しない使用済小型電子機器等（一般廃棄物であるものに限る。）の収集、運搬又は処分が行われた場合において、認定事業者が当該廃棄物であるものに限り、認定事業者が当該収集、運搬若しくは処分を行つた者に対して当該収集、運搬若しくは処分をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該収集、運搬若しくは処分をすることを助けたときは、当該認定事業者は、廃棄物処理法第十九条の四の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）の適用については、同条第一項に規定する処分者等に該当するものとみなす。

（産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する法律の特例）

第十四条 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）第十六条第一項の規定により指定された産業廃棄物処理事業振興財團（次項において「振興財團」という。）は、同法第十七条各号に掲げる

業務のほか、次に掲げる業務を行うことができ
る。

一 認定事業者等が認定計画に従つて行う使用済小型電子機器等の再資源化（産業廃棄物の処理に該当するものに限る。）の用に供する施設の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二 認定事業者等が認定計画に従つて行う研究開発（産業廃棄物の処理に関する新たな技術の開発に資するものに限る。）に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により振興財團が同項各号に掲げ
る業務を行う場合には、産業廃棄物の処理に係
る特定施設の整備の促進に関する法律第十八条第
一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務
及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に
関する法律（平成二十四年法律第二十一条第一項
号。以下「再資源化促進法」という。）第十四条第一項第
二項中「再資源化促進法」と、同法第十九条中「掲げる
業務」とあるのは「掲げる業務及び再資源化促進
法第十四条第一項各号に掲げる業務」と、同法
第二十一条第二号中「掲げる業務及び」とあるの
は「掲げる業務及び再資源化促進法第十四条第
二項第一号に掲げる業務並びに」と、同法第三
号中「掲げる業務並びにこれらに」とあるのは「掲げ
る業務及び再資源化促進法第十四条第一項第二
項第一号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業
務」である。

第十五条 主務大臣は、認定事業者等に対し、認定計画に係る再資源化事業の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（報告の徴収）

第十六条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者等に対し、使用済小型電子機器等の引取り又は再資源化の実施の状況に關し報告をさせることができる。

（立入検査）

第十七条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定事業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超
えない範囲内において政令で定める日から施行する。

務又は再資源化促進法第十四条第一項各号に掲
げる業務」と、同法第二十三条中「この章」とあ
るのは「この章又は再資源化促進法」と、同法第
二十四条第一項第三号中「この章」とあるのは
「この章若しくは再資源化促進法」と、同法第三
十条中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十
二条第一項（再資源化促進法第十四条第二項の
規定により読み替えて適用する場合を含む。以
下この条において同じ。）」と、「同項」とあるの
は「第二十二条第一項」とする。

（関係行政機関への照会等）

第十八条 主務大臣は、この法律の規定に基づく事務に關し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができ

きる。

第十九条 この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とする。

2 この法律における主務省令は、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令とする。

（権限の委任）

第二十条 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めることにより、地方支分部局の長に委任することができる。

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

1 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用者その他の従業者が、その法人又は人の業

務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為

者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

（附則）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超
えない範囲内において政令で定める日から施行する。

平成二十四年七月三十一日 衆議院会議録第三十一号 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案及び同報告書

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

3 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一百五十六号の次に次のように加える。

百五十六の二 使用済小型電子機器等の再資源化事業計画の認定

認定件数	一件につき十五万円
------	-----------

(一) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成二十四年法律第 号)第十条第三項(再資源化事業計画の認定)の規定による再資源化事業計画の認定

(二) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十二条第一項(再資源化事業計画の変更等)の規定による再資源化事業計画の変更の認定

(イ) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第二項第四号の使用済小型電子機器等の収集、運搬若しくは処分を行う者又は業務の種別計画の変更の認定で財務省令で定めるもの

(ロ) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第二項第六号の使用済小型電子機器等の収集、運搬若しくは処分を行う者又は業務の種別計画の変更の認定(その者が行う収集、運搬又は処分の別をいう。)の増加に係る再資源化事業計画の変更の認定

認定件数	一件につき三万円
認定件数	一件につき三万円

理由

使用済小型電子機器等の再資源化の促進による生活環境の保全及び国民経済の健全な発展を図るために、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

これがこの法律案を提出する理由である。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進による生活環境の保全及び国民経済の健全な発展を図るために、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 主務大臣(環境大臣及び経済産業大臣)は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を定めるものとすること。

2 使用済小型電子機器等の再資源化のための収集、運搬及び処分(再生を含む。)の事業(以下「再資源化事業」という。)を行おうとする者

(収集、運搬又は処分を他人に委託して当該事業を行おうとする者を含む。)は、使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施に関する

計画(以下「再資源化事業計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができるものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進による生活環境の保全及び国民経済の健全な発展を図るために、所要の措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十四年七月三十一日

衆議院議長 横路 孝弘殿
環境委員長 生方 幸夫

[別紙]

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一 国民からの使用済小型電子機器等の収集に当たっては、現状において市町村の回収がその大

廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可是不要とするものとすること。

5 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の規定により指定された産業廃棄物処理事業振興財團は、認定事業者等が認定計画に従つて行う使用済小型電子機器等の再資源化の用に供する施設の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務保証等を行うことができるものとすること。

6 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

4 認定事業者及び認定計画に記載された委託事業者(以下「認定事業者等」という。)が、使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物収集運搬業、一般

官 報 (号 外)

半を占めることから、市町村が主体となつた回収体制の構築のため、国は必要な支援を行うことと。

一 使用済小型電子機器等の収集運搬に当たつて
違法、脱法行為が行われることがないよう、本
法及び廃棄物処理法に基づき、国及び地方公共
団体が連携して認定事業者及び認定事業者から
委託を受けた者に対して適切な指導監督を行う
必要があることから、そのための対策を強化す
ること。

一 地域に根付いた回収業者の有効活用を図るなど、安定的かつ効率的なリサイクルシステムの構築に資する諸施策を充実すること。

ないよう、現行の規制を徹底とともにその改善方策について検討すること。

「アジア3R推進フォーラム」における「東京3R宣言」をはじめとした成果等を踏まえ、我が国の優れたりサイクル技術の活用がアジア全体の環境負荷の低減につながることに鑑み、我が国はリサイクル技術の国際展開を積極的に行なうとともに、海外では適正にリサイクルできないうが我が国ではリサイクル可能なものは輸入を促進するなど、循環資源の適切な国際移動の円滑化を図ること。

衆議院会議録第二十五号中正誤

官 報 (号 外)

明治二十二年五月三十日
種郵便物認可

平成二十四年七月三十一日 衆議院會議錄第三十一号

発行所
〒二二二番四四〇号五八四四二丁目 東京都港北区虎ノ門二丁目 独立行政法人国士印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
本体 一冊 二二〇円